

令和7年度 多面的機能支払交付金の実施状況

令和8年8月
岡山県農林水産部

多面的機能支払交付金の概要

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全や水源かん養等の多面的機能を有しており、その利益は広く県民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、これまで地域の共同活動等によって支えられてきた多面的機能の維持や発揮に支障が生じている。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念されている。

多面的機能支払

農地維持支払

対象者：農業者等により構成される活動組織

多面的機能を支える共同活動を支援

- ①水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ②農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ③保安全管理構想の作成等

交付単価

田 3,000円/10a
畑 2,000円/10a
草地 250円/10a



水路の泥上げ

資源向上支払

※ 農地維持支払と併せて取り組むことが必要

対象者：農業者及び地域住民等で構成される活動組織

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

- ①施設の軽微な補修（農地・水路・道路・ため池）
- ②農村環境保全活動（生態系保全・景観形成等）
- ③多面的機能の増進を図る活動（鳥獣害防止柵設置等）

田 2,400円/10a
畑 1,440円/10a
草地 240円/10a

※ 5年以上経過した地区及び施設の長寿命化に併せて取り組む場合は交付単価の75%

※ ③多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は交付単価の5/6

※ ③多面的機能の更なる増進に向けた活動を行う場合は加算措置あり



生物調査【生態系保全】

施設の長寿命化のための活動を支援

- ①施設の長寿命化のための活動
（水路や農道などの施設の更新）
（施設の老朽化部分の補修）

田 4,400円/10a
畑 2,000円/10a
草地 400円/10a

※ 広域活動の条件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織は交付単価の5/6

※ 活動組織、1集落当たりの上限額は200万円



老朽化した既設水路の更新

活動計画書に位置付けた「交付対象面積」により交付額を算定

〔負担割合： 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4〕

期待される効果

- 施設の適正な管理を行うことで多面的機能の維持・発揮・増進が見込まれる。
- 地域ぐるみの活動による集落機能の維持・強化が見込まれる。
- 施設の管理を地域で支えて、担い手の負担軽減や規模拡大を後押しする。
- 集落の共同活動等により、地域の活性化が図られる。

令和7年度 多面的機能支払交付金の実施状況

【農地維持支払】

農地維持支払とは、農地・農業用水等の地域資源について、地域共同で行う水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの日常管理と、地域資源の適切な保全管理のための体制づくり等の推進活動を行う組織に対する支援。

交付金額：523,336千円（令和6年度：513,504千円 対前年比：1.02倍）

	令和6年度 A	令和7年度 B	前年との差 B－A	対前年度 B／A
市町村数	26	26	0	1.00倍
対象組織数	508	484	-24	0.95倍
取組面積（ha）	17,759	18,107	348	1.02倍
カバー率(参考)	29.8%	30.4%	0.6%	1.02倍

※カバー率計算：農振農用地面積は令和元年12月、岡山県農林水産部農村振興課調べ。

○対象組織当たり平均面積：37.4ha（全国平均：92.1ha）

○保全管理する施設(※R7)：水路 6,298km

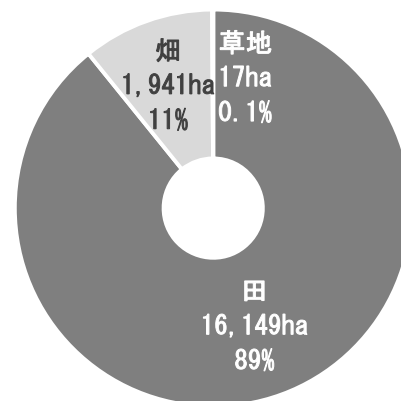
農道 3,106km

ため池 1,459箇所

○地目別取組状況：田 16,149ha（89%）R6:15,859ha（89%）

（右図参照） 畑 1,941ha（11%）R6: 1,884ha（11%）

草地 17ha（0.1%）R6: 15ha（0.1%）



【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、（）の数字は前年比

○組織数：岡山市 64組織(-3)、津山市 60組織(±0)、吉備中央町 55組織(±0)

○取組面積：岡山市 3,903ha(-56)、津山市 2,242ha(+25)、美作市 1,729ha(+101)

○取組を実施していない市町村：里庄町

《参考：全国の状況》

農地維持支払は、47都道府県で取組。

	令和5年度	令和6年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	1,451	1,450	-1	1.00倍
取組組織数	26,138	25,283	-855	0.97倍
取組面積（ha）	233万1千	233万0千	-1千	1.00倍

※参考値：全国平均カバー率57%（令和6年度実績）

※令和7年度実績値：集計中のため未公表

【資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）】

資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）とは、水路、農道等の施設の軽微な補修、生態系保全や景観形成等の農村環境の保全活動等を行う組織に対する支援。

交付金額：280,844千円（令和6年度：273,028千円 対前年比：1.03倍）

	令和6年度 A	令和7年度 B	前年との差 B－A	対前年度 B／A
市町村数	24	24	0	1.00倍
対象組織数	380	379	-1	1.00倍
取組面積（ha）	15,478	15,583	105	1.01倍
カバー率（参考）	26.0%	26.2%	0.2%	1.01倍

【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、（）の数字は前年比

○組織数：岡山市 60組織(-2)、吉備中央町 55組織(±0)、津山市 52組織(+2)

○取組面積：岡山市 3,843ha(-43)、津山市 2,154ha(+40)、美作市 1,729ha(+101)

《参考：全国の状況》

資源向上支払（共同活動）は、47都道府県で取組。

	令和5年度	令和6年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	1,325	1,330	5	1.00倍
取組組織数	20,736	20,070	-666	0.97倍
取組面積（ha）	208万4千	208万8千	4千	1.00倍

【資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）】

資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）とは、老朽化した農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等を行う組織に対する支援。

交付金額：355,810千円（令和6年度：250,221千円 対前年比：1.42倍）

	令和6年度 A	令和7年度 B	前年との差 B－A	対前年度 B／A
市町村数	20	20	0	1.00倍
対象組織数	197	202	5	1.03倍
取組面積（ha）	9,228	9,384	156	1.02倍
カバー率（参考）	15.5%	15.8%	0.3%	1.02倍

◆対象施設（※R7）：水路 1,943km、農道 693km、ため池 393箇所

【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、（）の数字は前年比

○組織数：津山市 39組織(+1)、吉備中央町 30組織(-1)、鏡野町 24組織(+1)、美咲町 24組織(±0)

○取組面積：津山市 1,939ha(+21)、美作市 1,729ha(+101)、倉敷市 1,064ha(+38)

《参考：全国の状況》

資源向上支払（施設の長寿命化）は、47都道府県で取組。

	令和5年度	令和6年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	937	940	3	1.00倍
取組組織数	11,267	11,124	-143	0.99倍
取組面積（ha）	79万7千	80万7千	1万	1.01倍

令和7年度 多面的機能支払の取組状況

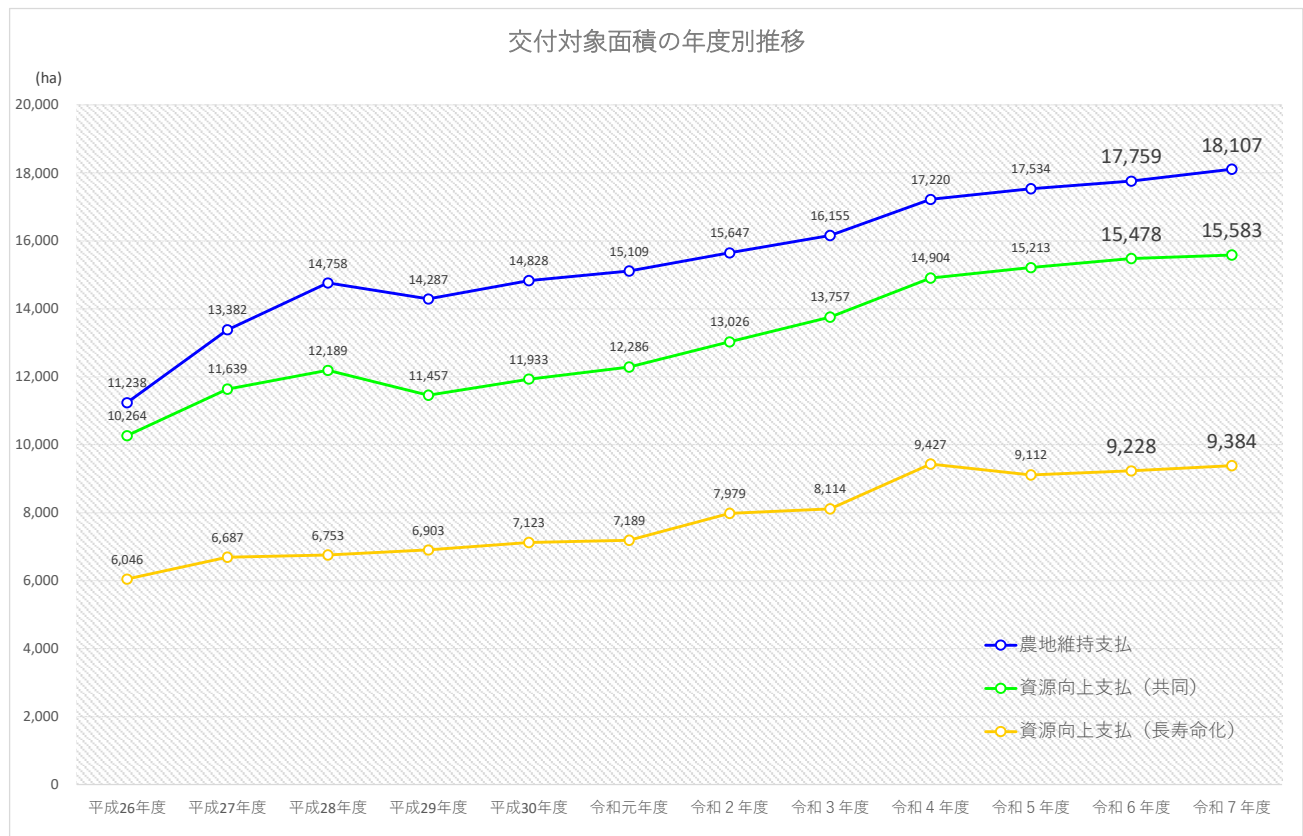
R7年度実績

市町村名	農振農用地面積(ha)				農地維持支払							資源向上支払【共同活動】							資源向上支払【長寿命化】						
					交付対象面積(ha)				力 パ ー 率 (%)	支援 総額 (千円)	地区 数	交付対象面積(ha)				支援 総額 (千円)	地区 数	交付対象面積(ha)				支援 総額 (千円)	地区 数		
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計				田	畑	草地	計			田	畑	草地	計				
岡山市	11,947	1,885	178	14,010	3,646	257	0	3,903	27.9%	114,510	64	3,589	253	0	3,843	69,452	60	0	0	0	0	0	0		
玉野市	711	165	0	876	405	31	0	436	49.8%	12,777	2	386	31	0	417	7,287	1	386	31	0	417	15,950	1		
備前市	434	55	8	497	133	6	0	140	28.1%	4,130	10	72	6	0	78	1,547	4	23	2	0	25	961	3		
瀬戸内市	1,612	589	7	2,208	412	100	0	512	23.2%	14,357	12	387	93	0	481	8,600	9	246	84	0	330	11,315	5		
赤磐市	2,092	410	0	2,502	349	78	0	427	17.1%	12,017	19	218	16	0	233	4,756	11	0	0	0	0	0	0		
和気町	858	92	0	951	254	16	2	271	28.5%	7,925	19	73	3	0	77	1,387	4	44	2	0	46	1,495	2		
吉備中央町	1,920	432	54	2,406	997	207	0	1,204	50.0%	34,049	55	997	207	0	1,204	20,224	55	761	159	0	920	33,204	30		
備前局	19,574	3,628	247	23,449	6,196	695	2	6,892	29.4%	199,766	181	5,722	610	0	6,333	113,254	144	1,460	278	0	1,738	62,925	41		
倉敷市	2,137	682	0	2,819	696	0	0	696	24.7%	20,877	1	509	0	0	509	9,157	1	1,064	0	0	1,064	42,387	1		
笠岡市	643	921	5	1,569	287	557	0	844	53.8%	19,745	13	73	553	0	626	7,362	8	47	2	0	49	1,589	1		
井原市	950	758	59	1,767	317	74	0	391	22.1%	10,981	9	317	74	0	391	6,500	9	196	60	0	256	8,905	5		
総社市	1,783	129	0	1,912	94	9	0	103	5.4%	2,994	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
高梁市	1,848	1,584	43	3,475	391	88	12	491	14.1%	13,520	1	50	31	9	91	1,288	1	0	0	0	0	0	0		
新見市	2,290	1,174	414	3,878	257	15	0	272	7.0%	8,003	25	58	11	0	69	1,192	6	39	3	0	42	1,596	4		
浅口市	430	252	0	682	270	48	0	318	46.6%	9,060	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
早島町	69	1	0	70	67	2	0	69	98.4%	2,057	1	67	2	0	69	1,916	1	0	0	0	0	0	0		
里庄町	42	20	0	62	※ 現在のところ取組予定はない。																				
矢掛町	737	93	114	944	334	29	0	363	38.4%	10,591	11	334	29	0	363	6,667	11	173	21	0	194	7,290	5		
備中局	10,930	5,615	634	17,178	2,712	822	12	3,546	20.6%	97,827	65	1,408	700	9	2,117	34,081	37	1,519	86	0	1,605	61,767	16		
津山市	3,815	333	105	4,252	2,145	97	0	2,242	52.7%	66,292	60	2,060	94	0	2,154	40,084	52	1,854	84	0	1,939	75,406	39		
真庭市	3,476	500	1,099	5,074	392	8	0	399	7.9%	11,902	19	371	6	0	377	6,993	16	92	2	0	94	3,700	3		
美作市	2,394	227	0	2,621	1,655	75	0	1,729	66.0%	51,135	1	1,655	75	0	1,729	35,850	1	1,655	75	0	1,729	67,285	1		
新庄村	195	13	127	335	131	3	0	134	40.1%	4,002	11	107	0	0	107	1,918	8	105	3	0	108	4,230	9		
鏡野町	1,468	36	185	1,689	764	30	0	794	47.0%	23,517	43	694	29	0	723	13,274	34	427	22	0	449	17,415	24		
勝央町	944	347	0	1,292	305	41	0	346	26.8%	9,972	21	137	31	0	168	2,973	12	84	26	0	110	3,823	10		
奈義町	660	35	0	695	576	0	0	576	82.9%	17,270	17	528	0	0	528	9,382	15	576	0	0	576	20,850	17		
西粟倉村	124	1	0	125	104	0	0	105	84.0%	3,141	1	104	0	0	105	1,924	1	104	0	0	105	4,168	1		
久米南町	909	186	14	1,109	349	72	0	421	38.0%	11,913	19	253	67	0	319	5,268	13	311	73	0	384	13,712	17		
美咲町	1,439	155	144	1,737	821	98	3	922	53.1%	26,600	46	821	98	3	922	15,844	46	491	53	3	547	20,530	24		
美作局	15,423	1,831	1,674	18,928	7,241	425	3	7,669	40.5%	225,744	238	6,730	400	3	7,133	133,510	198	5,698	339	3	6,041	231,118	145		
岡山県	45,927	11,074	2,555	59,555	16,149	1,941	17	18,107	30.4%	523,336	484	13,860	1,711	13	15,583	280,844	379	8,677	704	3	9,384	355,810	202		

※農振農用地面積は令和元年12月、岡山県農林水産部農村振興課 調べ

多面的機能支払交付金の取組状況（年度別）

	農地維持支払			資源向上支払（共同）			資源向上支払（長寿命化）					交付額計
	面積 (ha)	交付額 (千円)	組織数	面積 (ha)	交付額 (千円)	組織数	面積 (ha)	申請額 (千円)	交付額 (千円)	交付率	組織数	
平成26年度	11,238	269,216	353	10,264	160,896	274	6,046	201,179	201,179	100.0%	163	631,291
平成27年度	13,382	385,969	465	11,639	205,277	328	6,687	272,504	257,548	94.5%	180	848,794
平成28年度	14,758	425,367	513	12,189	218,720	356	6,753	275,581	218,062	79.1%	176	862,149
平成29年度	14,287	412,763	517	11,457	206,173	349	6,903	280,280	227,762	81.3%	180	846,698
平成30年度	14,828	427,387	537	11,933	214,695	365	7,123	278,686	228,644	82.0%	183	870,726
令和元年度	15,109	435,468	531	12,286	223,627	370	7,189	279,240	245,249	87.8%	183	904,344
令和2年度	15,647	450,535	526	13,026	232,825	383	7,979	310,474	248,775	80.1%	202	932,135
令和3年度	16,155	465,718	529	13,757	245,309	392	8,114	315,725	263,985	83.6%	203	975,012
令和4年度	17,220	497,030	501	14,904	264,178	366	9,427	373,309	283,165	75.9%	194	1,044,373
令和5年度	17,534	506,857	510	15,213	269,402	373	9,112	381,487	259,727	68.1%	197	1,035,986
令和6年度	17,759	513,504	508	15,478	273,028	380	9,228	387,274	250,221	64.6%	197	1,036,753
令和7年度	18,107	523,336	484	15,583	280,844	379	9,384	392,920	355,810	90.6%	202	1,159,990



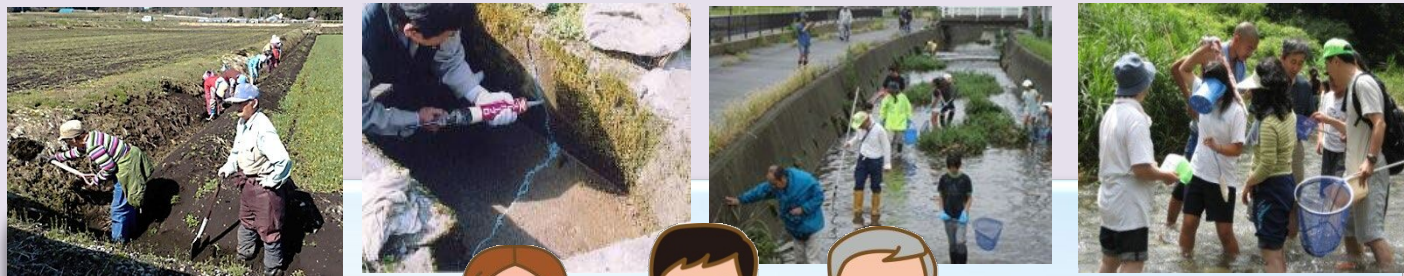
令和8年度

※第三者委員会用_抜粋版

高めよう 地域協働の力!



多面的機能支払交付金のあらまし



令和8年4月

農林水産省

1 多面的機能支払交付金の構成

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保安全管理構想の作成 等

(1) 地域資源の基礎的な保全活動 (P5) ※以下は活動例



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

(2) 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動 (P5)

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 (P6) ※以下は活動例

① 施設の軽微な補修



ひび割れの補修



農道の部分補修



外来種駆除



生きもの調査

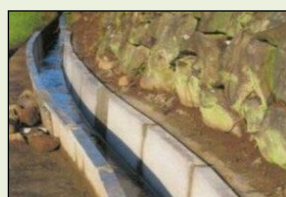
② 農村環境保全活動

③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 施設の長寿命化のための活動 (P7) ※以下は活動例



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新



2 支援の対象となる組織

農地維持支払交付金

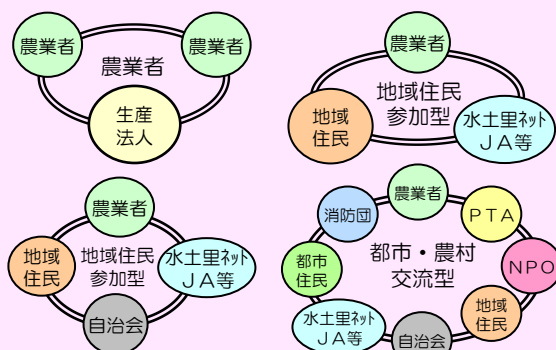
(1) 活動組織

- ・ **農業者のみ**で構成される活動組織
- ・ 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

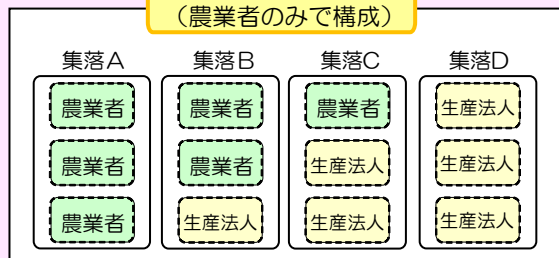
(2) 広域活動組織 ※

- ・ **農業者のみ**で構成される広域活動組織
- ・ 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

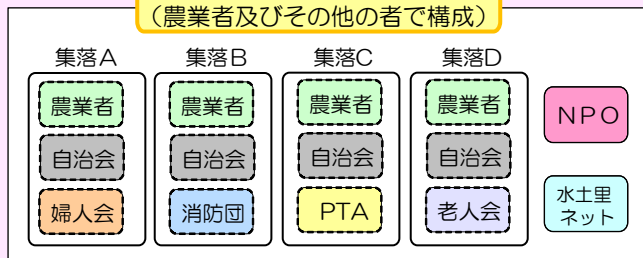
活動組織の例



広域活動組織の例
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例
(農業者及びその他の者で構成)



資源向上支払交付金

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

- ・ 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織又は広域活動組織 ※農業者のみで構成される組織は支援の対象外
- ・ 特定事業実施者※
※R7年度制度改正による経過措置として、R6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体であった者は、特定事業実施者として、R7年度からR11年度までに限り、環境負荷低減の取組への支援(P12)のみを実施することが可能

(2) 施設の長寿命化のための活動

- ・ 農地維持支払交付金と同様

※広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者で構成される、構成員間の協定に基づく組織です。

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては3,000ha以上)を有していることが基本ですが、都道府県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。

3 対象活動

農地維持支払交付金

（１） 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。

（実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。）

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

研修（例）※

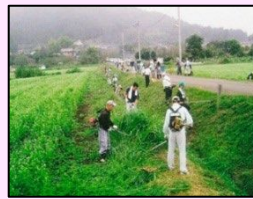


組織運営に関する研修



作業安全に関する研修

実践活動（例）



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

（２） 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定します。

農村の構造変化に対応した
保全管理の**目標**の設定

保全管理の**内容**
や**方向**の設定

推進活動※1
の**実践**

地域資源保全管理
構想※2の**策定**

※1 推進活動の例（毎年度実施）

- ・ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
- ・ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿、取り組むべき活動・方策を取りまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

また、地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合は作成不要です。

資源向上支払交付金（共同）

（１）施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定」「機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

計画策定	機能診断	実践活動(例)		研修(例)※
				
年度計画の策定	施設の機能診断	水路のひび割れ補修	農道の部分補修	補修等に関する研修

※研修は活動期間中に1回以上実施

（２）農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

計画策定	啓発・普及(例)	実践活動(例)		
				
年度計画の策定	地域住民との交流活動	水質調査	グリーンベルトの設置	外来種の駆除

（３）多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づき、以下のa～jから選択した活動と、kの広報活動を毎年度実施※1、2します。

a：遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動	b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動
c：地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動	d：防災・減災力の強化 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動
e：農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動	f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動
g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動	h：広域活動組織における活動支援班※による活動の実施 ※活動支援班…広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された班。
i：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化 長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し期間の延期、江の設置等の活動 ※取組要件は、P13を参照	
j：a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k：広報活動・農村関係人口の拡大	

※1 直ちにa～jのいずれかの活動に取り組みめない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、10の広報活動の実施を任意としています。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

補修(例)



摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布



未舗装農道の舗装



漏水箇所の補修

更新等(例)



コンクリート水路の更新



ゲート、バルブの更新

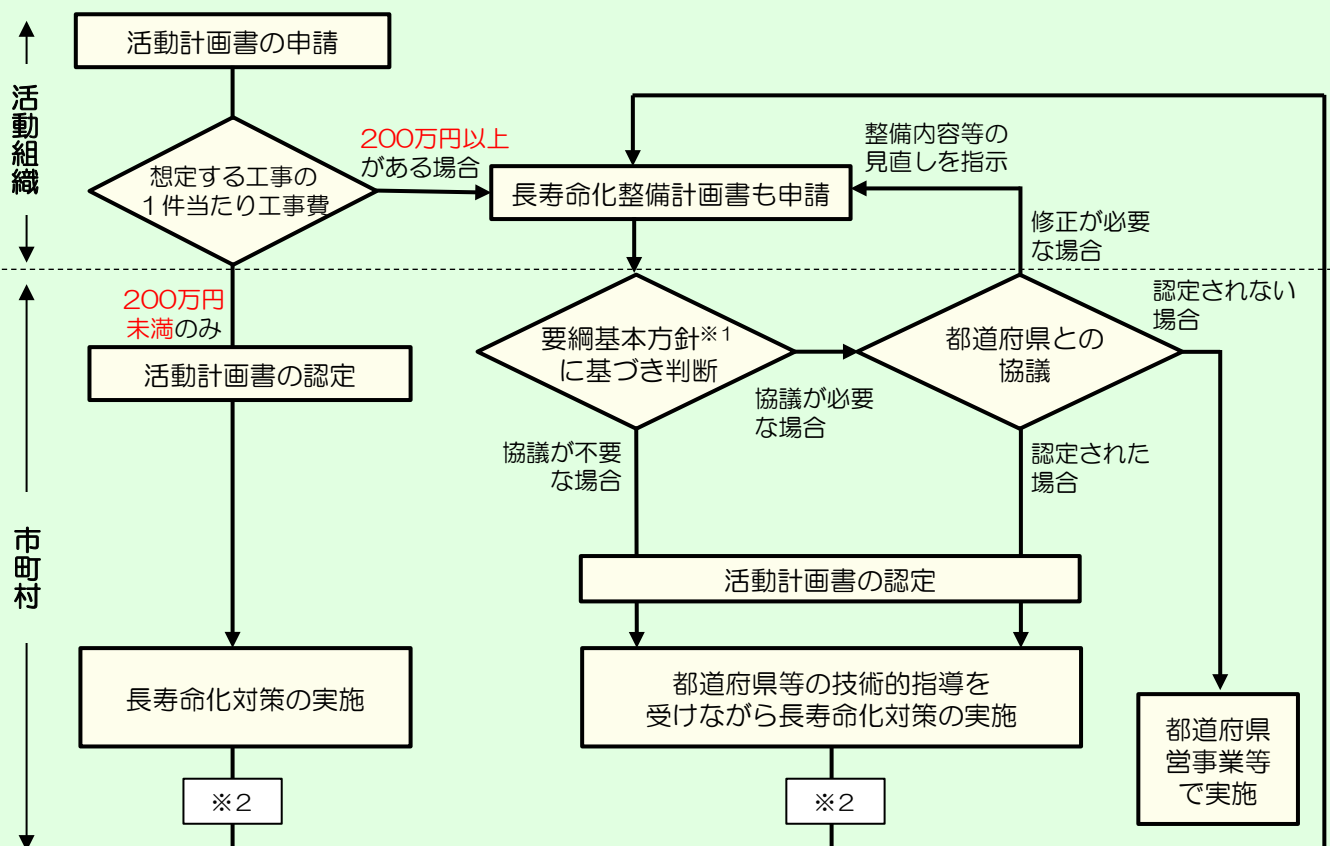
令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「**工事1件当たりの費用は200万円未満**」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用を検討し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

○長寿命化対策の実施フロー図



※1 長寿命化対策を行う際に都道府県と協議を行う場合の要件や、都道府県等の技術的指導の内容などを都道府県が定めるもの。

※2 活動計画書の認定後、新たに工事1件当たり200万円を超えることが判明した場合、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請すること。

4 対象となる農用地

農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

- (1) 農振農用地区域内の農用地
- (2) 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地※

※ (2)については、以下のア、イ、ウを参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が定める要綱基本方針にその考え方を記載することができます。

ア 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地

イ 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

ウ 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(2)の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

5 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払※7	②資源向上支払 (共同※1、2、3)	①と② に取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化※4、5)	①、②及び③ に取り組む場合※6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※8	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

北海道	①	②※1、2、3	①+②	③※4、5	①+②+③※6
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※8	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額が交付単価になります。

※2：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価に5/6を乗じた額が交付単価になります。

※4：本単価は交付上限額になります。

なお、活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

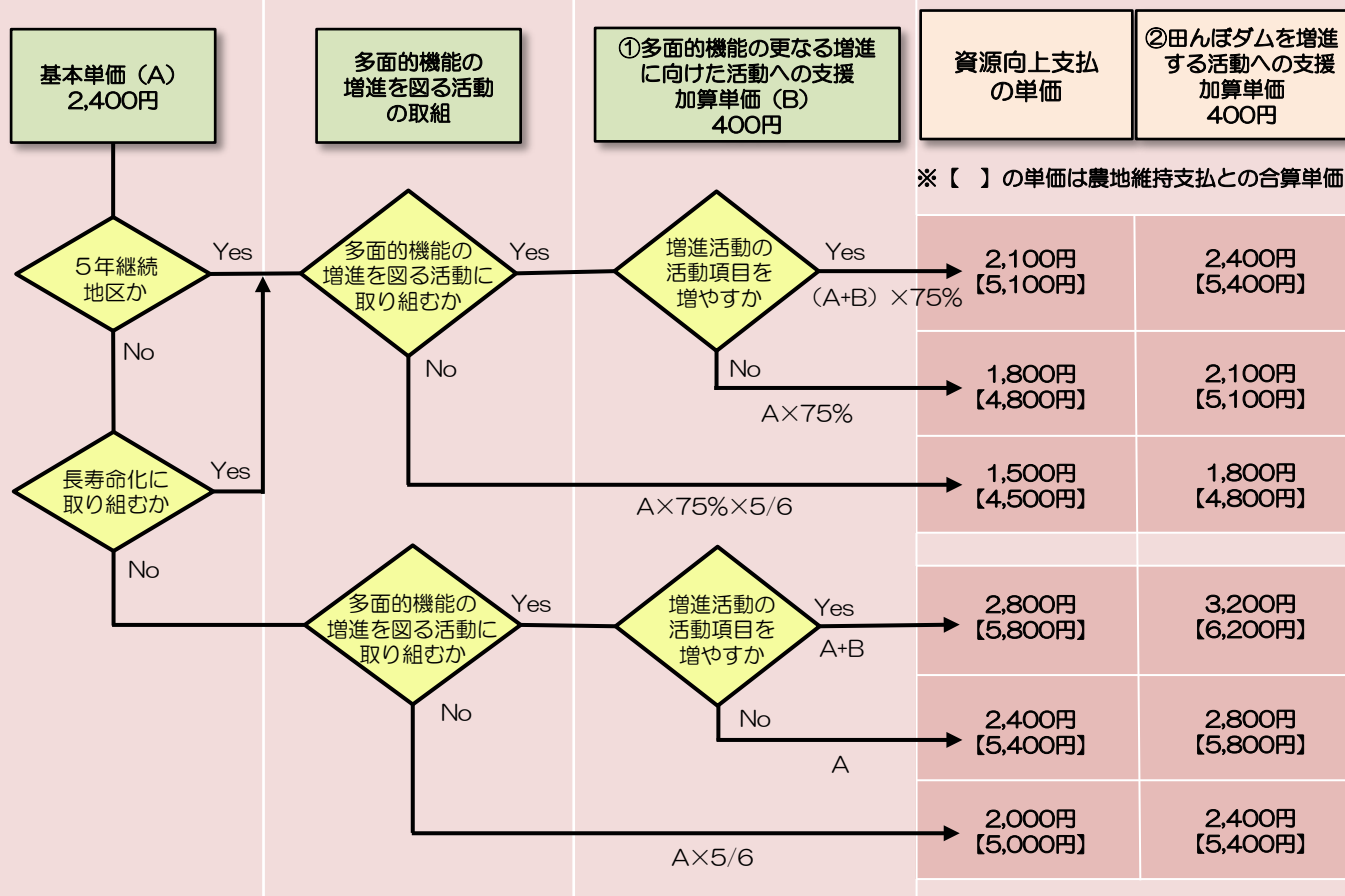
※5：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

※6：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価に0.75を乗じた額が交付単価になります。

※7：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

※8：畑には樹園地を含みます。

多面的機能支払 資源向上支払（共同）の交付単価フロー 都府県・田の場合（10a当たりの単価）



加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援（増進加算）

多面的機能の増進を図る活動（P6）に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目（ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

地目	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。

※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

直近の活動計画 活動項目 0 → 新たな活動計画 活動項目 2以上

直近の活動計画 活動項目 0 → 新たな活動計画 活動項目 1

直近の活動計画 活動項目 1 → 新たな活動計画 活動項目 2以上

直近の活動計画 活動項目 2 → 新たな活動計画 活動項目 3以上 等

加算措置 ②水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援（田んぼダム加算）

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

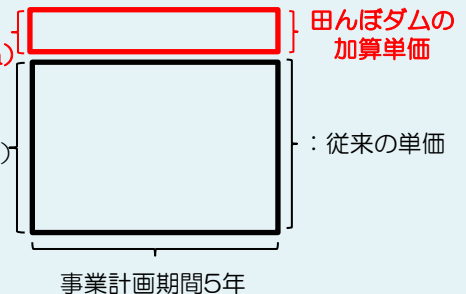
資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

地目	都府県	北海道
田	400	320

400円/10a
(北海道：320円/10a)

2,400円/10a
(北海道：1,920円/10a)

資源向上支払（共同）



※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム実施

田んぼダム未実施

写真：新潟市

<加算措置の要件>

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ① 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、活動に取り組むこと
- ② 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①又は②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

6 活動の手順（活動組織・広域活動組織向け）

活動の手順は以下のとおりです。

① 組織の設立

活動を実施する活動組織又は広域活動組織を設立します。

② 事業計画の作成

地域共同で取り組む活動について、事業計画（原則5年間）を作成します。

③ 申請書類の提出

市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

事業計画の申請書の提出は6月30日までです。

なお、市町村により提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。

申請の際は、以下の書類を提出します。

活動組織

- ・ 事業計画書
- ・ 活動計画書
- ・ 活動組織規約
- ・ 工事に関する確認書（※1）
- ・ 長寿命化整備計画書（※2）
- ・ 多面的機能支払交付金「みどりチェック」チェックシート（R8変更点）

広域活動組織

- ・ 広域協定書
- ・ 事業計画書
- ・ 活動計画書
- ・ 運営委員会規則
- ・ 工事に関する確認書（※1）
- ・ 長寿命化整備計画書（※2）
- ・ 多面的機能支払交付金「みどりチェック」チェックシート（R8変更点）

（※1）資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動の対象とする場合は提出する必要があります。

（※2）活動組織が資源向上支払（長寿命化）を行う際に、工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合、長寿命化整備計画書の申請が必要になります。

④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

7 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、活動組織又は広域活動組織には市町村から交付されます。

国
(地方農政局等)

国費

都道府県

国費
+
都道府県費

15

市町村

国費
+
都道府県費
+
市町村費

活動組織
広域活動組織

令和7年度

中山間地域等直接支払交付金の実施状況

令和8年8月

岡山県農林水産部

目 次

	Page
1 令和7年度中山間地域等直接支払制度の実施状況の概要	1
2 対象地域の概要	2
(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村	
(2) 対象地域図	
3 市町村別実施状況	3
4 市町村別加算実施状況	4
5 集落協定の概要	5
(1) 協定参加者等	
(2) 集落協定の規模等	
(3) 集落協定数の増減	
6 集落協定における交付金の使用方法等	6
7 農業生産活動等を維持するための活動（基礎単価）	7
(1) 農業生産活動等耕作放棄の防止等の活動	
(2) 多面的機能を増進する活動	
8 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況 （体制整備単価）	9
9 加算措置について	9
〔参考〕	
集落協定の主な取組事例	11
令和8年度予算概算決定資料	12
第6期対策の見直しの概要	13
令和6年度全国の実施状況	15
令和7年度実施状況（暫定値）	16

1 令和7年度中山間地域等直接支払制度の実施状況の概要

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域の農業を支援するため、中山間と平地の生産コストの差額を補填するものであり、5年間以上継続して農業生産活動に取り組むとともに、集落ぐるみで農地保全や農道・水路の管理等の共同活動を行う農業者等に対し交付金を交付するもので、このたび、令和7年度の実施状況を取りまとめたので報告する。

(1) 事業内容

- ア 実施期間 令和7年度～令和11年度（第6期）
 イ 対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法、棚田振興法等の指定地域及び知事特認の指定地域
 ウ 対象農用地 次の要件に該当する1ha以上のまとまりのある農振農用地
 ・急傾斜農用地（田1/20以上、畑等15度以上）
 ・市町村長が必要と認めた緩傾斜農用地（田1/100以上、畑等8度以上）
 エ 対象者 集落等で協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等
 オ 対象行為

(イ) 基礎単価

集落協定に基づき、荒廃農地の発生防止などの農業生産活動等を実施

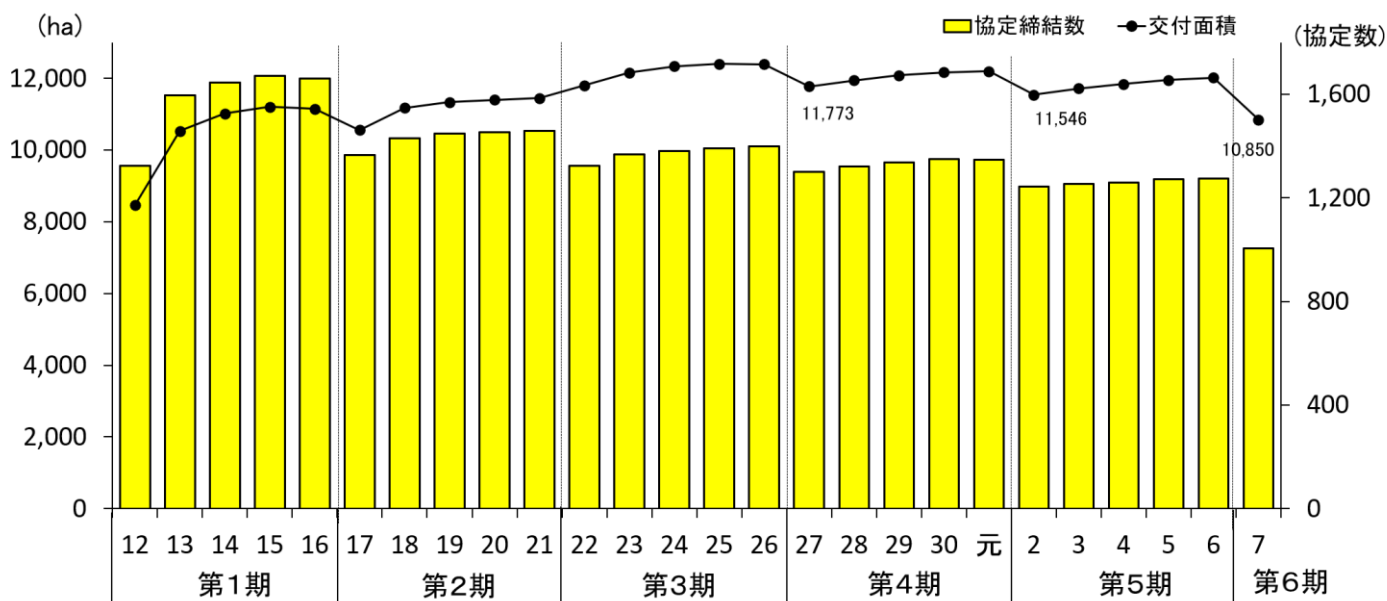
(イ) 体制整備単価

他集落との連携や地域住民等の参画による体制強化のためのネットワーク化活動計画を作成

区分	傾斜区分	交付単価(10a当たり円)	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

(2) 実施状況

区分	協定締結数			交付金交付面積 (ha)			交付金額 (百万円)
		うち 基礎 単 価	うち 体制整 備単価		うち 基礎 単 価	うち 体制整 備単価	
第6期1年目(令和7年度)	1,001	292	709	10,850	1,940	8,910	1,842
第5期1年目との比較	▲ 242	+55	▲ 297	▲696	+400	▲ 1,096	+48



2 対象地域の概要

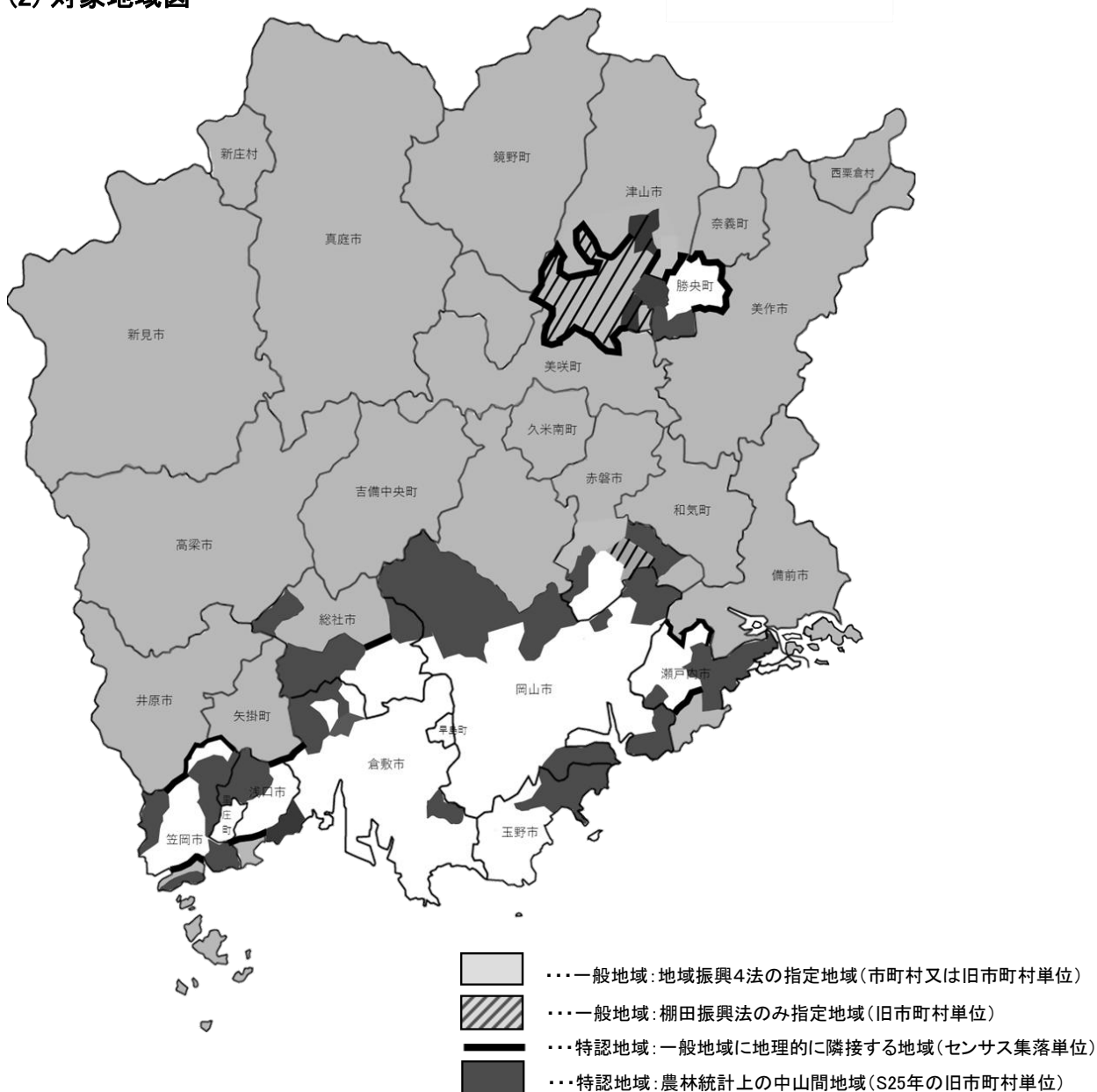
(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村

直接支払対象農用地を有する25市町村全てで市町村促進計画が策定され、協定に基づく活動が実施されていたが、瀬戸内市で活動していた3協定が、令和7年度に、高齢化や後継者不足により解散したため、瀬戸内市内の活動中の協定は0となった。

区 分			市 町 村 名
対象地域 (25)	促進計画 策 定 済 (25)	協定締結 有 (24)	岡山市、玉野市、備前市、赤磐市、和気町、 吉備中央町、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、 新見市、浅口市、矢掛町、津山市、真庭市、美作市、 新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、 美咲町
		未締結 (1)	瀬戸内市
非対象地域 (2)			早島町、里庄町

注) 「対象地域」は、直接支払の対象地域(全域又は一部)を有する市町村

(2) 対象地域図



3 市町村別実施状況

単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村		協定数						集落協定 参加 農業者数 (人)	交付面積						交付金額					
		集落 協定		個別 協定		計			集落 協定	個別 協定	計 (ha) (A)				基礎 単価 面積	体制 整備 単価 面積 (B)	体制 整備 単価率 (B)/(A)	集落 協定	個別 協定	計 (千円)
備 前	岡山市	33	16	5	5	38	21	545	216	54	270	97	173	64%	29,410	6,927	36,337			
	玉野市	1	0	0	0	1	0	15	5	0	5	5	0	0%	472	0	472			
	備前市	11	10	0	0	11	10	108	74	0	74	4	70	94%	11,771	0	11,771			
	瀬戸内市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0			
	赤磐市	40	19	0	0	40	19	538	421	0	421	99	323	77%	69,915	0	69,915			
	和気町	31	5	0	0	31	5	352	182	0	182	145	36	20%	29,185	0	29,185			
	吉備中央町	108	95	11	11	119	106	1,677	1,477	135	1,612	41	1,571	97%	307,889	23,134	331,023			
	小計(6)	224	145	16	16	240	161	3,235	2,375	189	2,565	391	2,174	85%	448,642	30,060	478,702			
備 中	倉敷市	2	0	0	0	2	0	7	3	0	3	3	0	0%	506	0	506			
	笠岡市	4	4	0	0	4	4	57	13	0	13	0	13	100%	2,803	0	2,803			
	井原市	9	7	0	0	9	7	141	73	0	73	5	68	93%	16,040	0	16,040			
	総社市	11	9	0	0	11	9	133	74	0	74	20	54	73%	14,697	0	14,697			
	高梁市	106	72	1	0	107	72	1,250	791	18	809	183	626	77%	142,416	824	143,240			
	新見市	111	41	1	0	112	41	1,086	820	2	822	416	407	49%	114,522	311	114,833			
	浅口市	1	1	0	0	1	1	12	11	0	11	0	11	100%	1,157	0	1,157			
	矢掛町	9	8	0	0	9	8	133	62	0	62	4	58	94%	10,925	0	10,925			
小計(8)	253	142	2	0	255	142	2,819	1,848	20	1,868	631	1,237	66%	303,065	1,136	304,201				
美 作	津山市	123	106	2	2	125	108	2,049	1,491	6	1,498	134	1,364	91%	272,363	860	273,223			
	真庭市	126	69	0	0	126	69	2,128	1,312	0	1,312	556	756	58%	178,054	0	178,054			
	美作市	2	1	8	8	10	9	1,718	919	48	967	8	959	99%	181,085	4,156	185,241			
	新庄村	14	14	0	0	14	14	163	157	0	157	0	157	100%	23,978	0	23,978			
	鏡野町	83	83	0	0	83	83	689	501	0	501	0	501	100%	81,853	0	81,853			
	勝央町	9	9	0	0	9	9	112	47	0	47	0	47	100%	10,311	0	10,311			
	奈義町	20	20	0	0	20	20	640	602	0	602	0	602	100%	74,261	0	74,261			
	西粟倉村	14	14	0	0	14	14	196	101	0	101	0	101	100%	14,848	0	14,848			
	久米南町	33	22	0	0	33	22	644	582	0	582	157	424	73%	104,312	0	104,312			
	美咲町	72	58	0	0	72	58	1,008	652	0	652	63	589	90%	113,022	0	113,022			
	小計(10)	496	396	10	10	506	406	9,347	6,363	55	6,418	918	5,500	86%	1,054,088	5,016	1,059,103			
県計 (24)		973	683	28	26	1,001	709	15,401	10,587	264	10,850	1,940	8,910	82%	1,805,794	36,212	1,842,006			

注) 集落協定参加農業者数は延べ数。

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

4 市町村別加算実施状況

基本方針 策定市町村		棚田地域振興 活動加算		超急傾斜農地 保全管理加算		ネットワーク化 活動加算		集落機能強化加算 (経過措置)		スマート農業加算		市町村 計	
		協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
備 前	岡山市									1	7	1	7
	玉野市											0	0
	備前市									3	21	3	21
	瀬戸内市											0	0
	赤磐市											0	0
	和気町			1	0					1	11	2	11
	吉備中央町			19	130	13	357	6	58	57	989	95	1,533
	小計(6)	0	0	20	130	13	357	6	58	62	1,028	101	1,572
備 中	倉敷市											0	0
	笠岡市			1	2							1	2
	井原市			1	3	1	28			1	28	3	58
	総社市											0	0
	高梁市			9	51					8	158	17	209
	新見市			5	13	3	37	2	31	18	241	28	322
	浅口市											0	0
	矢掛町											0	0
	小計(8)	0	0	16	69	4	65	2	31	27	426	49	590
美 作	津山市			8	58	29	448			47	669	84	1,176
	真庭市			4	19	18	248	1	5	19	298	42	571
	美作市	1	64			1	910					2	974
	新庄村											0	0
	鏡野町			1	1	2	20			7	61	10	82
	勝央町									2	8	2	8
	奈義町									6	212	6	212
	西栗倉村	1	5									1	5
	久米南町	4	67	2	31	5	145	1	20	4	55	16	317
	美咲町			11	103	4	87	1	29	4	48	20	267
	小計(10)	6	135	26	212	59	1,858	3	54	89	1,352	183	3,612
県計 (24)		6	135	62	411	76	2,280	11	144	178	2,806	333	5,774

注) 集落協定参加農業者数は延べ数。

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

5 集落協定の概要

(1) 協定参加者等

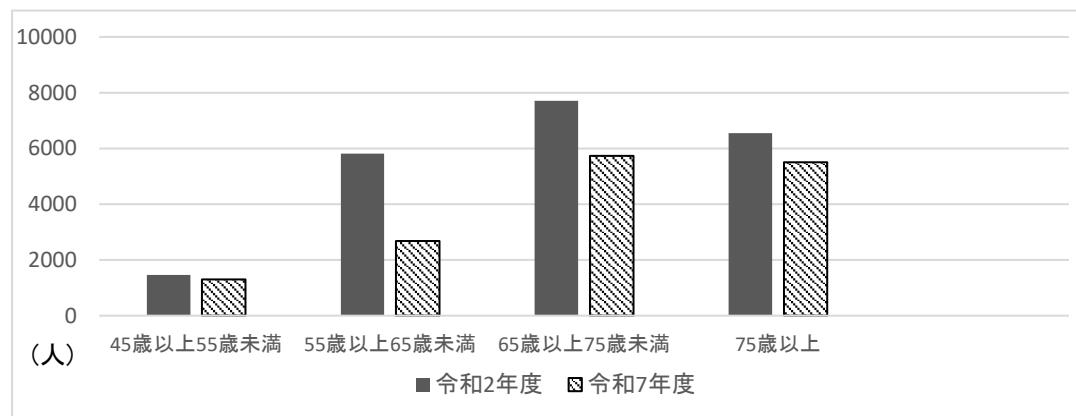
令和2年度と比較して、参加農家数は2,513人減の15,172人となったが、非農家はネットワーク化活動計画の関係もあり、257人増の703人となった。構成員の年齢構成は、定年延長も影響し、55歳以上から65歳未満の参加者が大幅に減少した。

ア 協定の構成員

(単位:組織数、人)

年度	農業者	農業法人数	農業生産組織	土地改良区	水利組合	非農業者	その他
令和7年度	15,172	268	51	1	16	703	83
令和2年度	17,685	200	55	0	11	446	186

イ 年齢構成(農業者及び非農家)



(2) 集落協定の規模等

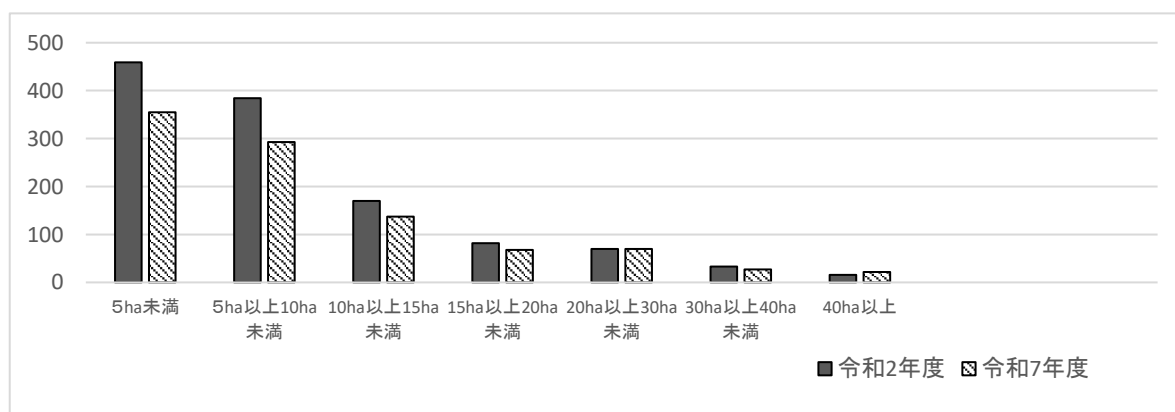
集落協定の平均面積は、小規模協定が解散又は統合したことにより増加しているが、10ha未満の集落協定は全体の約67%と、依然として小規模協定が多い状況である。なお、共同取組活動への割合割合は、41.2%と増加した。

ア 参加農業者数、交付面積及び交付額等

区 分	協 定 平 均			配分割合	
	参加農業者数(人)	交付面積(ha)	交付金額(千円)	個別配分(%)	共同取組活動(%)
令和7年度	15.6	10.9	1,856	58.8	41.2
令和2年度	14.6	9.3	1,453	63.9	36.1

※交付金額は、個人配分と共同取組活動への配分額の合計

イ 規模別協定数



(3) 集落協定数の増減

第6期対策期間に移行したことにより、集落協定組織数は、973組織と267組織の減となった。特に、美作市では、多面的機能支払の活動組織を広域化した事例を参考に、中山間地域等直接支払の81集落協定を広域統合し、1市1協定（個別協定除く。）とした。

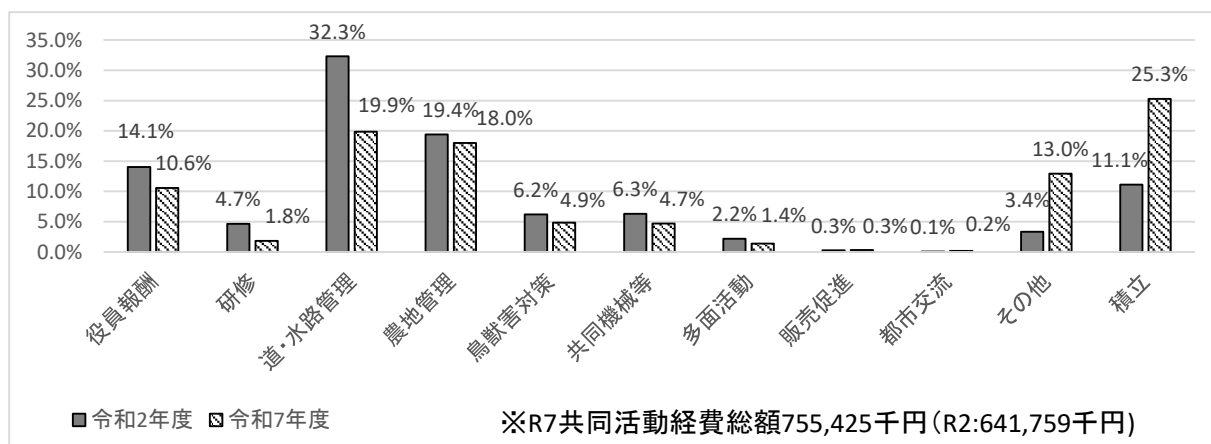
集落協定数の増減の内訳

(単位：組織数)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
統合	188	31	-157
廃止	131		-131
新規		17	+17
分割	3	7	+4
継続	918	918	0
計	1240	973	-267

6 集落協定における交付金の使用方法等

交付金の使途は、スマート農業加算の影響により積立金の割合は増加。一方、道・水路管理費及び研修費の割合は減少。また、都市交流は、全体での割合は増えていないが、棚田加算を活用して取り組んでいる集落協定が増えたことにより金額ベースでは増加。



7 農業生産活動等を維持するための活動（基礎単価）

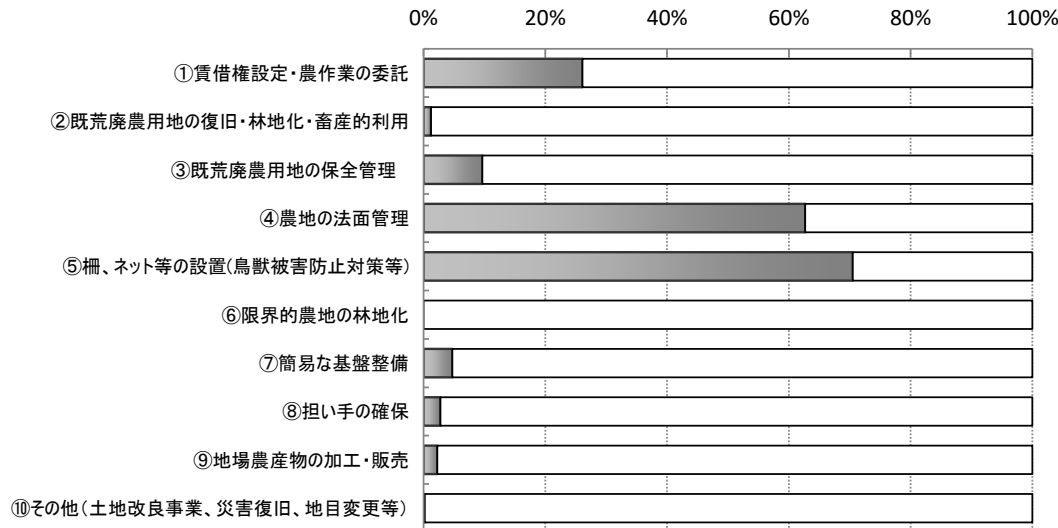
(1) 農業生産活動等耕作放棄の防止等の活動

柵、ネット等の設置（鳥獣被害防止対策等）を実施した協定が686協定(70.5%)と最も多く、次いで、農地の法面管理610協定(62.7%)、賃借権設定・農作業の委託254協定(26.1%)の順となっている。

ア 水路・農道等の管理活動

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①賃借権設定・農作業の委託	254 (268)	26.1% (21.6%)
②既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産の利用	12 (2)	1.2% (0.2%)
③既荒廃農用地の保全管理	94 (40)	9.7% (3.2%)
④農地の法面管理	610 (733)	62.7% (59.1%)
⑤柵、ネット等の設置(鳥獣被害防止対策等)	686 (852)	70.5% (68.7%)
⑥限界的農地の林地化	0 (1)	0.0% (0.1%)
⑦簡易な基盤整備	46 (38)	4.7% (3.1%)
⑧担い手の確保	27 (34)	2.8% (2.7%)
⑨地場農産物の加工・販売	22 (3)	2.3% (0.2%)
⑩その他（土地改良事業、災害復旧、地目変更等）	2 (3)	0.2% (0.2%)

表中の()はR2年度。R7の集落協定は数973協定



イ 水路・農道等の管理活動

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①水路管理	965 (1,212)	99.2% (97.7%)
②農道管理	952 (1,202)	97.8% (96.9%)
③その他施設の管理	15 (8)	1.5% (0.6%)

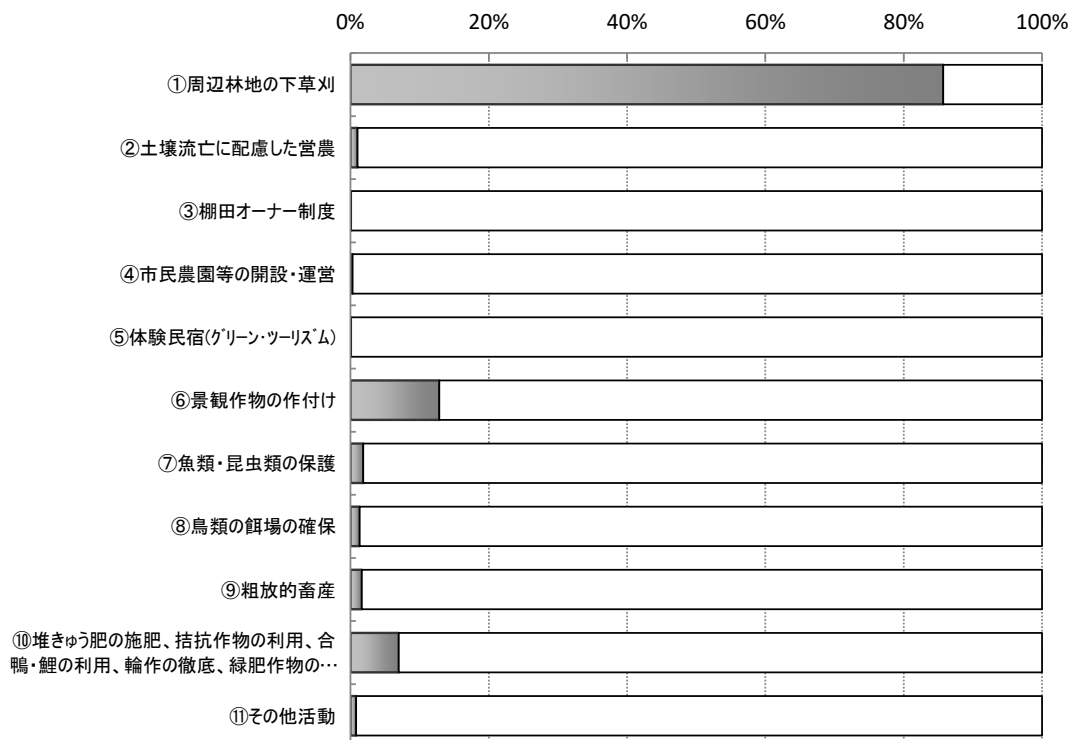
表中の()はR2年度。R7の集落協定数は973協定

(2) 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈を実施した協定が834協定(85.7%)と最も多く、次いで、景観作物の作付け125協定(12.8%)、堆きゅう肥の施肥等68協定(7.0%)の順になっている。

活動項目		協定数	全協定に占める割合	
国土保全機能を高める取組	①周辺林地の下草刈	834 (1,036)	85.7%	(83.5%)
	②土壌流亡に配慮した営農	10 (3)	1.0%	(0.2%)
保健休養機能を高める取組	③棚田オーナー制度	1 ()	0.1%	(0.0%)
	④市民農園等の開設・運営	3 (2)	0.3%	(0.2%)
	⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	1 ()	0.1%	(0.0%)
	⑥景観作物の作付け	125 (154)	12.8%	(12.4%)
自然生態系の保全に資する取組	⑦魚類・昆虫類の保護	18 (10)	1.8%	(0.8%)
	⑧鳥類の餌場の確保	13 (9)	1.3%	(0.7%)
	⑨粗放的畜産	16 (11)	1.6%	(0.9%)
	⑩堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付	68 (82)	7.0%	(6.6%)
	⑪その他活動	8 (6)	0.8%	(0.5%)

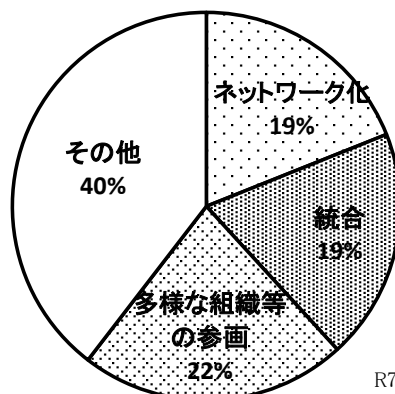
表中の()はR2年度。R7の集落協定数は973協定



8 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況（体制整備単価）

ネットワーク活動計画の作成方針

体制整備単価が交付される要件であるネットワーク化活動計画の作成を進める集落協定は、670協定となった。計画の内容は、多様な組織の参画が149協定（22.2%）と最も多い。



R7年度の体制整備単価の集落協定は670協定

9 加算措置について

スマート農業加算を活用したスマート農業技術の導入について

178集落協定（18.3%）がスマート農業加算を活用しており、導入するスマート農業技術はドローンが140集落協定（78.7%）、次にリモコン草刈機（19.1%）となった。県では、リモコン草刈機の実演会等を実施しており、リモコン草刈機の導入を推進している。

導入するスマート農業技術（導入予定含む。）※	協 定 数	スマート農業加算の導入割合(延べ数)
リモコン草刈機	34	19.1%
ドローン	140	78.7%
水管理システム	6	3.4%
鳥獣害対策	3	1.7%
栽培管理システム	4	2.2%
その他	8	4.5%

一部の集落協定は複数のスマート農業技術を導入。R7年度スマート農業加算取組協定は178協定

※技術導入の方法は、購入、リース又は作業委託のいずれかによる。

【参 考】

集落協定の主な取組事例

○営農集団と連携した共同活動

かめいど

亀井戸集落協定(備前市)

協定面積：4.4ha 交付金額：54万円

農地や農業用施設の維持管理が年々大きな負担となる中、市からの提案を受け、地理的に隣接しており、連携が可能な亀井戸集落と三松営農集団が統合する形で設立した協定で、事務は亀井戸集落が担い、草刈や水路管理等の共同作業は両者で実施することで、農地等の維持管理の負担軽減を図っている。

また、市の農機具貸出事業による草刈機の無償貸与を活用することで、草刈作業の効率化やコスト削減に努めており、将来の自走式草刈機の導入に向けた資金積立を行っている。

【主な取組実績】

- 営農集団と連携した草刈や水路管理
- 市の農機具貸出事業の活用



集落ぐるみの水路掃除



市の農機具貸出事業の活用

○地域住民による事務支援

やまだたに

山田谷集落協定(総社市)

協定面積：1.1ha 交付金額：23万円

総社市で最も小面積の集落協定(総社市平均面積:6.7ha)であり、これまで山田営農組合の協力もあり、地域で農地を維持してきたが、高齢化により構成員が減少し、第6期(令和7年度)から事務作業の担い手確保が課題となった。

そこで、地域住民の元会社員が事務担当として参加することで農家が活動に専念できる体制を構築した。なお、第6期の体制整備単価(10割)の要件「多様な組織等の参画」を活用し、増額される単価分を共同取組活動費に充当している。

【主な取組実績】

- 事務作業の集約による省力化
- 農道・水路等の維持管理・整備



共同活動に向けた話し合い



共同の草刈作業

○都市部との農村交流や黒大豆の地域資源活用

きたしょうひがし

北庄東集落協定(久米南町)

協定面積：23.1ha 交付金額：762万円

つなぐ棚田遺産に選ばれている北庄地区にある協定。棚田地域振興活動加算を活用し、伝統的な田植え、稲刈りの体験イベントや、農業遺産(サイフォン)の見学など、地域の子供達への伝統文化の継承を行っている。また、都市部の子供達を対象とした農作業イベントを開催し、都市農村交流にも取り組んでいる。

他に、汎用コンバインの共同利用や、集落協定内で収穫された黒大豆の味噌加工・販売などの地域資源活用にも取り組んでいる。

【主な取組実績】

- 子どもの農作業体験や都市部との農村交流
- 特産物の黒大豆の地域資源活用



都市農村交流による農作業体験



黒大豆味噌の加工・販売

定額

国

定額

都道府県

定額

市町村

定額

農業者等

(1の事業)

(2の事業)

[お問い合わせ先]
農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

中山間地域等直接支払制度第6期対策の見直しの概要

1 交付単価（変更なし）

地 目	区 分	交付単価（円／10a）	
		基礎単価	体制整備単価※1
田	急傾斜（1／20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1／100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8°以上）	2,800	3,500
草地	急傾斜（15°以上）	8,400	10,500
	緩傾斜（8°以上）	2,400	3,000
	草地比率の高い草地（寒冷地）	1,200	1,500
採草放牧地	急傾斜（15°以上）	800	1,000
	緩傾斜（8°以上）	240	300

※1 体制整備単価の要件：「集落戦略の作成」→「ネットワーク化活動計画※2」

※2 複数の集落協定間の活動の連携や統合、多様な組織等の活動への参画に向けた計画

2 加 算（変更あり）

区 分	現 行	改 正	
棚田地域振興 活動加算	急傾斜（田：1／20以上、畑：15° 以上）	継 続	
	10,000円／10a		
	超急傾斜（田：1／10以上、畑：20° 以上）		
	14,000円／10a		
超急傾斜農地 保全管理加算	田：1／10以上、畑20° 以上	ネットワーク 化加算	
	6,000円／10a		
集落協定広域加算	3,000円／10a（上限あり）	ネットワーク 化加算	1000 円 ～1 万円/10a ※ 上限年 100 万円
集落機能強化加算	3,000円／10a（上限あり）		
生産性向上加算	3,000円／10a（上限あり）		
		継続（経過措置）	
		スマート農業 加算	5000 円/10a 上限年 200 万円

※ ネットワーク化加算の単価について（上限面積40ha）

0a	5ha	10ha	40ha
10,000円/10a	4,000円/10a	1,000円/10a	

3 新旧比較表

【第5期対策（～R6）】

【第6期対策（R7～）】

中山間地域等直接支払交付金	区 分	内 容	区 分	内 容
	集落協定 広域加算	(営農支援) 複数の集落協定を統合し、広域化して活動	① ネットワーク化加算	(営農) 統合に加え、ネットワーク化(共同事務局設置)が対象 【 R7 : 76 集落協定 】
	集落機能 強化加算	(生活支援) 集落機能強化(インターンシップ、営農ボランティア、農福連携、コミュニティサロンの開設) 地域自治機能強化活動(高齢者の見回り、送迎、買物支援等) 主導的な役割を担う人材を確保	集落機能強化 加算(経過措置)	(生活支援) 同左 ※ただし、対象組織は、第5期対策から実施していた協定に限る。 【 R7 : 11 集落協定 】
	生産性向上 加算	(営農支援) 農産物のブランド化、加工、販売担い手への農地集積、集約、農作業の委託 機械、農作業の共同化 農作業の省力化	② スマート農業加算	(営農) スマート農業技術が導入された機械、農作業の共同化、農作業の省力化 【 R7 実績 : 178 協定 】 [ドローン : 140 協定 リモコン草刈機 : 34 協定 その他 : 21 協定 (重複あり)]

〈代替え可能な事業〉※経過措置に該当しない組織への対応

【第5期対策（～R6）】

【第6期対策（R7～）】

農村型地域運営組織形成推進事業	区 分	内 容	区 分	内 容
	農村 RMO モデル形成支援	(営農・生活支援) 地域の課題(農地保全・地域資源活用、生活支援)の解決に向けた調査、計画作成、実証等を支援	農村 RMO モデル形成支援	(営農・生活支援) 同左
	農村 RMO 形成伴走支援	(営農・生活支援) 中間支援組織の育成や農村 RMO の立ち上げをコーディネートする取組等を支援	① 岡山県版農村型運営組織形成推進事業 ※R8～	(営農・生活支援) 市町村と県で農村 RMO の推進に向けたチームを結成、農村 RMO の立上げや取組を支援
			② 農村 RMO 活動着手支援	(営農) 農村 RMO の形成に向けた支援 事業期間 : 1 年間、 交付率 : 定額(上限 200 万円) 【 R7 実績 : 笠岡市新山地区 】

令和6年度全国の実施状況(個別協定を含む。)

都道府県名		交付 市町村数	協定数	順位	交付面積 (ha)	順位	(参考) R5年度 交付面積(ha)	(参考) R6/ R5率	協定平均 面積(ha)	順位	協定平均 参加者数 (人)	順位
北海道		98	328	29	281,113	1	276,841	101.5%	857.05	1	44	1
東北	青 森	26	439	24	8,770	18	8,780	99.9%	19.98	7	24	9
	岩 手	30	1,074	6	23,503	3	23,465	100.2%	21.88	5	27	5
	宮 城	13	216	36	2,242	36	2,234	100.4%	10.38	31	16	41
	秋 田	22	486	22	9,864	12	9,892	99.7%	20.30	6	21	21
	山 形	34	493	21	9,036	17	9,011	100.3%	18.33	8	18	32
	福 島	48	1,086	5	15,657	7	15,512	100.9%	14.42	16	23	12
	東北計	173	3,794		69,072		68,894	100.3%	105		23	
関東	茨 城	9	91	42	517	43	525	98.5%	5.68	45	16	41
	栃 木	12	135	40	2,231	37	2,195	101.6%	16.53	9	23	12
	群 馬	18	175	37	1,414	41	1,416	99.9%	8.08	39	25	7
	埼 玉	12	51	43	315	44	315	100.0%	6.18	43	24	9
	千 葉	13	124	41	961	42	927	103.7%	7.75	40	22	19
	東 京	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	神奈川	5	8	45	43	45	43	100.0%	5.38	46	19	31
	山 梨	17	301	31	3,551	30	3,551	100.0%	11.80	24	34	3
	長 野	69	1,025	8	9,246	14	9,267	99.8%	9.02	38	23	12
	静 岡	16	174	38	2,079	39	2,100	99.0%	11.95	23	20	26
	関東計	171	2,084		20,357		20,339	100.1%	82		24	
北陸	新 潟	22	788	12	22,843	4	22,821	100.1%	28.99	3	30	4
	富 山	13	321	30	5,064	26	4,942	102.5%	15.78	12	23	12
	石 川	16	430	25	5,055	27	5,191	97.4%	11.76	25	20	26
	福 井	17	270	34	2,438	35	2,413	101.0%	9.03	37	20	26
	北陸計	68	1,809		35,400		35,367	100.1%	66		25	
東海	岐 阜	25	871	10	9,217	15	9,179	100.4%	10.58	28	23	12
	愛 知	6	272	33	1,893	40	1,887	100.3%	6.96	41	18	32
	三 重	17	235	35	2,191	38	2,190	100.0%	9.32	35	20	26
	東海計	48	1,378		13,301		13,256	100.3%	27		22	
近畿	滋 賀	11	173	39	2,580	33	2,576	100.2%	14.91	15	27	5
	京 都	16	497	20	5,211	25	5,206	100.1%	10.48	30	24	9
	大 阪	1	1	46	16	46	16	100.0%	16.00	11	40	2
	兵 庫	27	618	16	5,917	23	5,909	100.1%	9.57	32	21	21
	奈 良	14	298	32	2,780	31	2,768	100.4%	9.33	34	18	32
	和歌山	23	560	17	9,038	16	9,016	100.2%	16.14	10	23	12
	近畿計	92	2,147		25,542		25,491	100.2%	76		22	
中国四国	鳥 取	17	635	15	8,172	19	8,074	101.2%	12.87	20	20	26
	島 根	17	1,060	7	12,161	8	12,153	100.1%	11.47	26	17	37
	岡山	25	1,275	3	12,021	9	11,956	100.5%	9.43	33	15	43
	広 島	18	1,522	1	20,444	5	20,426	100.1%	13.43	18	18	32
	山 口	17	762	13	11,804	10	11,736	100.6%	15.49	13	18	32
	徳 島	17	411	27	2,485	34	2,493	99.7%	6.05	44	14	44
	香 川	12	415	26	2,627	32	2,548	103.1%	6.33	42	14	44
	愛 媛	17	791	11	10,622	11	10,664	99.6%	13.43	19	21	21
	高 知	31	545	18	6,519	22	6,512	100.1%	11.96	22	21	21
	中四計	171	7,416		86,855		86,562	100.3%	100		18	
九州	福 岡	32	531	19	4,911	28	4,914	99.9%	9.25	36	17	37
	佐 賀	19	465	23	6,608	21	6,597	100.2%	14.21	17	23	12
	長 崎	19	934	9	9,842	13	9,550	103.1%	10.54	29	17	37
	熊 本	36	1,318	2	31,604	2	31,604	100.0%	23.98	4	21	21
	大 分	17	1,236	4	15,823	6	15,834	99.9%	12.80	21	17	37
	宮 崎	21	349	28	5,222	24	5,224	100.0%	14.96	14	25	7
	鹿児島	27	643	14	7,214	20	7,203	100.2%	11.22	27	22	19
	九州計	171	5,476		81,224		80,926	100.4%	97		142	
沖 縄		10	14	44	4,662	29	4,659	100.1%	333.00	2		46
都府県計		904	24,118		336,413		335,494	100.3%	13.95			
全国計		1002	24,446		617,526		612,335	100.8%	25.26			

注:四捨五入の関係で計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

令和 7 年度実施状況（暫定値）

※実施状況は 8 月末に確定予定であるが、本日の議題を議論いただく上で必要となる
令和 7 年度の状況について、暫定値(令和 8 年 6 月時点)として整理

令和 8 年 7 月

農林水産省

1. 協定数・協定面積

- 第6期対策の初年度となる令和7年度は、21,658協定（うち集落協定21,065協定）が活動を実施。
- 前年度と比べると協定数は2,788協定、協定面積は43,022haの減少。
- 第6期への移行時(R6→R7)の減少面積は、第5期への移行時(R1→R2)の減少面積(31,304ha)よりも拡大している。
- 集落協定を廃止した理由として、「高齢化の進展・担い手不足等で5年間続ける自信がない」が85%と最も高い。

令和7年度における実施状況

(単位：協定、ha)

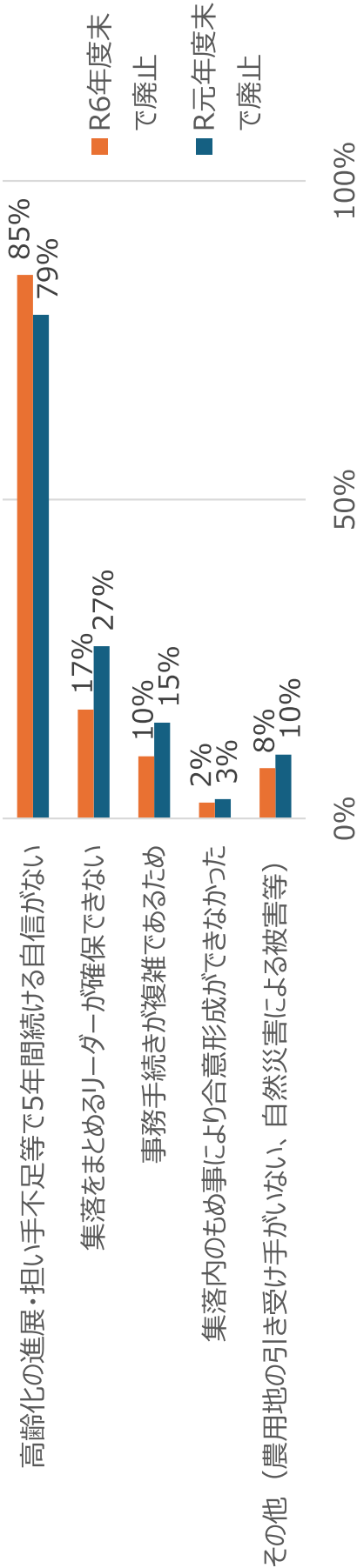
	R6年度	R7年度	減少数・面積
協定数	24,446	21,658	▲ 2,788
協定面積	660,956	617,934	▲ 43,022

協定面積における地目別の減少面積

(単位：ha)

地目	R6年度	R7年度	減少面積
田	308,971	284,322	▲ 24,649
畑	56,957	50,959	▲ 5,998
草地	281,627	269,749	▲ 11,878
採草放牧地	13,401	12,905	▲ 496
合計	660,956	617,934	▲ 43,022

集落協定を廃止した理由（複数回答可）



2. 小規模協定のネットワーク化に向けた取組状況①

- 集落協定の構成員は高齢化が進展し、集落の共同活動の体制が脆弱化。また、第4期終了時（令和元年度末）に廃止した協定の9割は10ha未満の小規模集落協定。
このため、**第6期対策では**、これまで推進してきた集落協定の統合に加え、集落協定間での共通課題から活動の連携を行うネットワーク化や、多様な組織や非農業者の参画の促進に当たり、**ネットワーク化活動計画の作成を推進（令和11年度までにネットワーク化活動計画を作成することにより体制整備単価の対象となる）**。
- 現在、**小規模集落協定の55%がネットワーク化に取り組んでいるところであり、21%は既に計画作成済みとなったところ**。ネットワーク化活動計画を作成しないとしている小規模協定が45%あることから、引き続き、ネットワーク化の取組を推進する必要。

	10ha未満の 集落協定数	(割合)	10ha以上の 集落協定数	(割合)	計	(割合)
ネットワーク化活動計画を作成中又は作成済み	6,716	(55%)	7,488	(84%)	14,204	(67%)
ネットワーク化活動計画を作成中	4,178	(34%)	4,581	(51%)	8,759	(42%)
ネットワーク化活動計画を作成済み	2,538	(21%)	2,907	(33%)	5,445	(26%)
ネットワーク化活動計画を作成せず	5,411	(45%)	1,450	(16%)	6,861	(33%)
計	12,127	(100%)	8,938	(100%)	21,065	(100%)

【ネットワーク化活動計画】

- 集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間での①ネットワーク化（活動の連携）や②統合、③多様な組織等（企業、土地改良区等）の参画に向けた計画。3つの取組の中から1つ以上取り組む計画を令和11年度までに作成する必要。
- ネットワーク化した協定の活動例として、事務の一元化、草刈り等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化、農作業の共同化など。

（参考）

第5期対策において体制整備単価（集落戦略の作成）に取り組んだ小規模集落協定の割合は、令和2年度（初年度）では70%（9,799協定/13,988協定）、令和6年度（最終年度）では71%（10,043協定/14,156協定）。

2. 小規模協定のネットワーク化に向けた取組状況②

- ネットワーク化活動計画では、3つの取組（①ネットワーク化、②統合、③多様な組織等の参画）の中から1つ以上取り組む計画を作成する必要。
- 小規模集落協定における3つの取組の選択状況について、**令和7年度は取組の初年度であることから検討中が5割と最も多く、次いで③多様な組織等の参画が3割となっている。**

	10ha未満の 集落協定数	割合	10ha以上の 集落協定数	割合	計	割合
ネットワーク化活動計画を作成中又は作成済み	6,716	(100%)	7,488	(100%)	14,204	(100%)
①ネットワーク化	1,153	(17%)	1,041	(14%)	2,194	(15%)
②統合	99	(1%)	1,474	(20%)	1,573	(11%)
③多様な組織等の参画	2,108	(31%)	1,368	(18%)	3,476	(24%)
検討中	3,387	(50%)	3,650	(49%)	7,037	(50%)

注：1 集落協定が複数の項目に取組む場合があるため、内訳と合計が一致しない。

【ネットワーク化活動計画】

- 集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間での①ネットワーク化（活動の連携）や②統合、③多様な組織等（企業、土地改良区等）の参画に向けた計画。3つの取組の中から1つ以上取り組む計画を令和11年度までに作成する必要。
- ネットワーク化した協定の活動例として、事務の一元化、草刈り等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化、農作業の共同化など。

3. 集落協定における加算措置の取組状況

- 令和7年度（第6期対策）から、農業生産活動が継続的に行われる体制づくりやスマート農業の導入を後押しするため、新たに**ネットワーク化加算及びスマート農業加算を新設**。
- 前期から措置を継続している棚田地域振興活動加算及び超急傾斜農地保全加算は、協定数全体の減少等に伴い活用協定数が減少したものの、**一つ以上の加算措置に取り組む協定数は約4,400（集落協定全体の21%）となり、前年度より約650協定増加**。
- **最も多く取組まれている加算はスマート農業加算で、活用協定数は約2,600（集落協定全体の12%）**。
- **ネットワーク化加算については、前期の集落協定広域化加算よりも600協定以上増加**。

令和7年度(第6期対策)

(単位：協定、ha)

一 二 〇 一	一つ以上の加算に 取り組む協定数	棚田地域振興 活動加算		超急傾斜農地保全 管理加算		ネットワーク化 加算		スマート農業加算		集落機能強化加算 の経過措置	
		協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
全国	4,414	315	5,976	1,655	12,972	856	29,443	2,585	79,795	256	7,850

令和6年度(第5期対策)

(単位：協定、ha)

	一つ以上の加算に 取り組む協定数	棚田地域振興 活動加算		超急傾斜農地保全 管理加算		集落協定 広域化加算		生産性向上加算		集落機能強化加算	
		協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
全国	3,759	374	7,250	1,805	14,774	230	10,963	1,604	45,226	544	24,336

注：（ ）は集落協定数全体に占める割合

資料No. 3-1

令和8年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会資料

令和7年度 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

令和8年8月

岡山県農林水産部農産課

環境保全型農業直接支払交付金

1 目 的

環境に対する関心の高まりを背景に、平成 23 年度から環境保全型農業直接支払交付金により、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の低減など、環境保全効果の高い営農活動の導入に伴う追加的コストを支援し、環境保全型農業の面的拡大を図っている。

なお、平成 27 年度からは多面的機能発揮促進法が施行され、日本型直接支払制度の 1 つとして実施されている。

2 事業内容

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じた支援を実施する。

対象活動（主なもの）			交付単価
有機農業 〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない〕	そば等雑穀、飼料作物以外		14,000 円/10a
	炭素貯留効果の高い有機農業		2,000 円/10a 加算
	そば等雑穀、飼料作物		3,000 円/10a
5 割低減 〔化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減〕	堆肥の施用		3,600 円/10a
	緑肥の施用		5,000 円/10a
	総合防除	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000 円/10a
		そば等雑穀、飼料作物	2,000 円/10a
	炭の投入		5,000 円/10a
取組拡大加算			4,000 円/10a（新規取組面積あたり）

※堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除は主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策がセット。

※取組拡大加算とは、有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援するもの。

3 令和 7 年度事業実績

区 分	有機農業	緑肥の施用	堆肥の施用	炭の投入	総合防除	計
取組面積 対前年比	161.3ha 112.0%	158.0ha 89.7%	45.4ha 50.2%	22.8ha —	17.0ha —	404.5ha 98.5%
前年度面積	144.0ha	176.2ha	90.3ha	—	—	410.5ha
市町村数	13	9	7	2	3	16
交付金 総額	23,189 千円	7,899 千円	1,633 千円	1,140 千円	680 千円	34,540 千円 （うち県費 8,635 千円）

※負担区分 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

※炭の投入、総合防除は令和 7 年度から交付対象になった活動

（備考）日本型直接支払制度

多面的機能発揮促進法（施行：H27.4.1～）に基づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、国・県・市町村・農業者団体は、各々指針・方針・計画を策定し、それらに即し事業を実施する。

多面的機能支払

中山間地域等直接支払

環境保全型農業直接支払

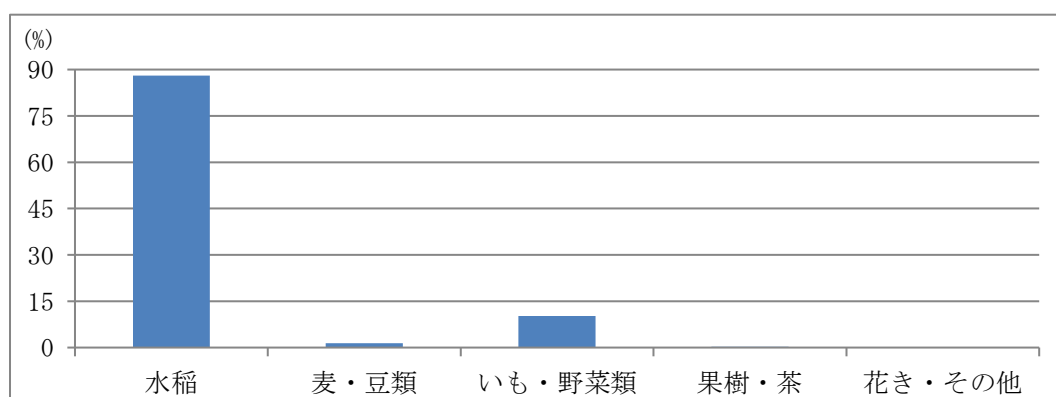
令和7年度環境保全型農業直接支払交付金取組内容（岡山県）

1 取組状況

- 取組市町村数 16市町村
- 交付件数 67件
- 取組面積 404.5ha
- 交付金額 34,540千円
- 取組主体 有機農産物の生産集団、集落営農組織、地域の稲作研究会等

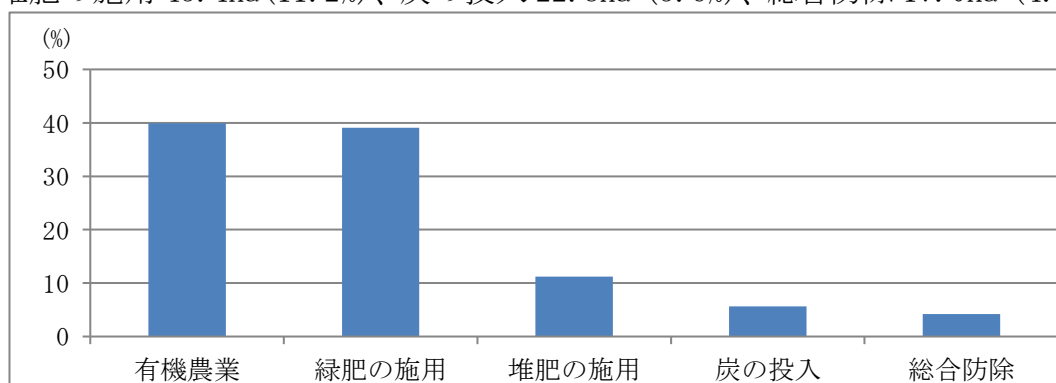
2 取組作物

取組面積：水稻 356.0ha (88.0%)、麦・豆類 5.7ha (1.4%)、いも・野菜類 41.2ha (10.2%)、果樹 1.0ha (0.2%)、花き・その他 0.6ha (0.1%)



3 対象活動の状況

有機農業 161.3ha (39.9%)、緑肥の施用 158.0ha (39.1%)、堆肥の施用 45.4ha (11.2%)、炭の投入 22.8ha (5.6%)、総合防除 17.0ha (4.2%)



4 取組状況の変遷

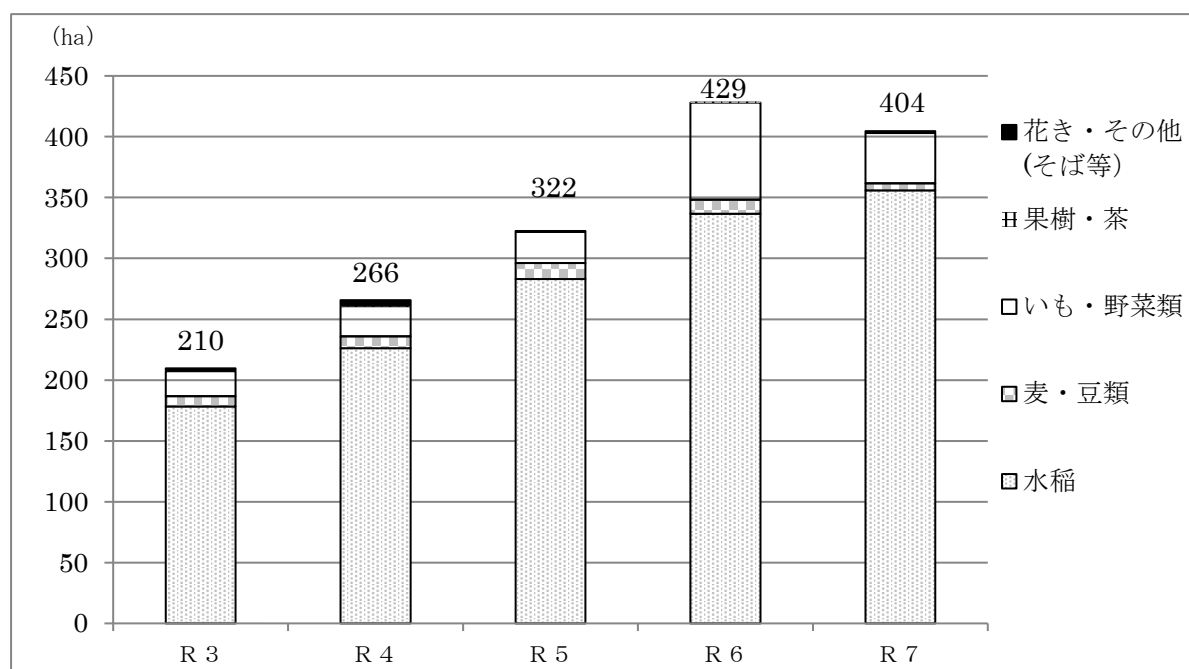
項目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
交付件数(件)	46	52	59	67	67
取組面積(ha)	210	266	322	429	404
交付金額(千円)	18,464	22,506	25,680	32,374	34,540

※取組面積は小数点以下四捨五入

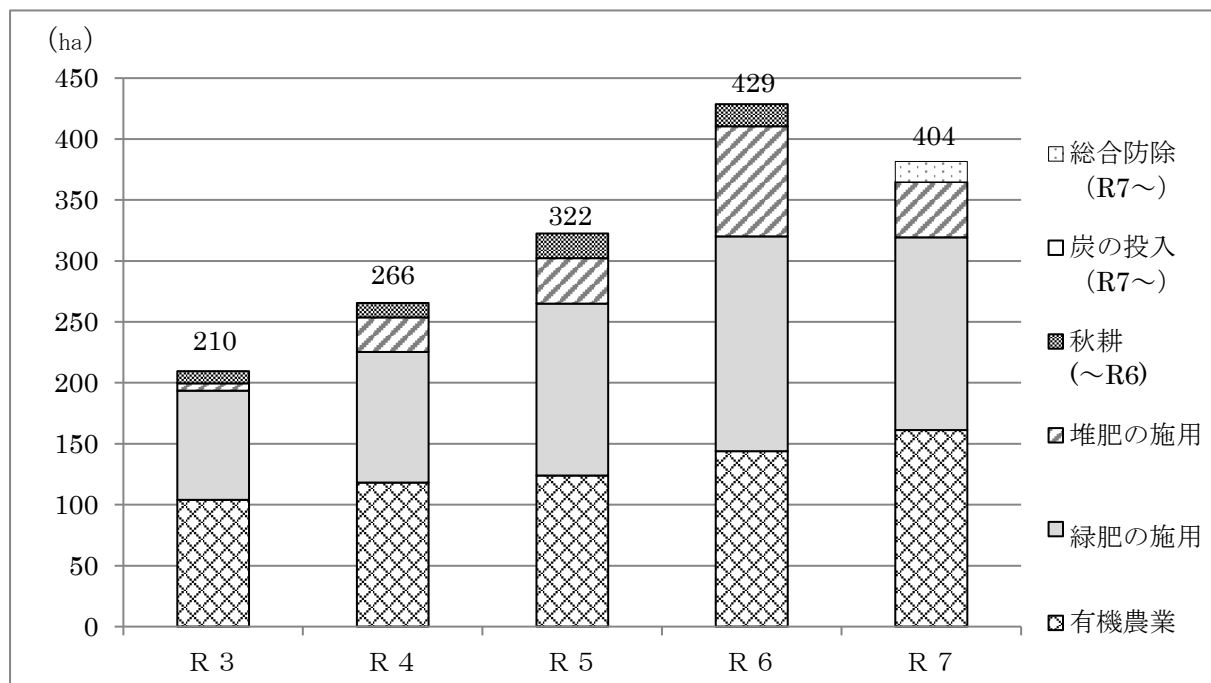
※交付金額は千円未満四捨五入

取組面積の推移

1 取組作物別



2 対象活動の状況別



過去5年間の環境保全型農業直接支払交付金 県民局別の対象活動取組面積

県民局		対象活動取組面積(a)							合計
		有機農業	緑肥の施用	堆肥の施用	秋耕	炭の投入	総合防除	取組拡大加算	
備前県民局	R7	6,576	6,615	207	-	0	1,699	0	15,097
	R6	6,057	6,483	89	1,692	-	-	0	14,321
	R5	5,412	5,418	61	2,010	-	-	0	12,901
	R4	4,848	2,280	76	1,183	-	-	0	8,387
	R3	4,061	1,374	51	1,007	-	-	-	6,493
備中県民局	R7	6,521	167	32	-	0	0	0	6,720
	R6	5,836	2,761	5,819	0	-	-	0	14,416
	R5	4,477	2,846	878	0	-	-	14	8,201
	R4	4,147	2,881	0	0	-	-	0	7,028
	R3	3,850	2,917	0	0	-	-	-	6,767
美作県民局	R7	3,037	9,016	4,298	-	2,279	0	0	18,630
	R6	2,509	8,371	3,122	120	-	-	0	14,122
	R5	2,514	5,823	2,808	0	-	-	0	11,145
	R4	2,821	5,561	2,758	0	-	-	0	11,140
	R3	2,486	4,657	561	0	-	-	-	7,704
県計	R7	16,134	15,798	4,537	-	2,279	1,699	0	40,447
	R6	14,402	17,615	9,030	1,812	-	-	0	42,859
	R5	12,403	14,087	3,747	2,010	-	-	14	32,247
	R4	11,816	10,722	2,834	1,183	-	-	0	26,555
	R3	10,397	8,948	612	1,007	-	-	-	20,964

※秋耕はR6年度で終了

※炭の投入、総合防除はR7年度から追加

※取組拡大加算はR4年度から追加

令和7年度環境保全型農業直接支払交付金 市町村別取組一覧

県民局名	市町村名	合計	対象活動の取組面積(a)					対象作物の取組面積(a)					交付金額 (円)
			有機農業	緑肥の施用	堆肥の施用	炭の投入	総合防除	水稻	麦・豆類	いも・野菜類	果樹	花き・その他	
備前	岡山市	9,559	3,378	4,589	36		1,556	8,672		851	36		7,867,060
	備前市	127	63				64	64		63			113,800
	瀬戸内市	3,618	2,009	1,372	158		79	2,551	164	888	15		3,587,080
	和気町	801	147	654				777		24			557,400
	吉備中央町	992	979		13			943	26		13	10	1,375,280
	県民局計	15,097	6,576	6,615	207		1,699	13,007	190	1,826	64	10	13,500,620
備中	倉敷市	4,958	4,958					4,754	106	98			7,108,800
	井原市	244	212		32			40	39	139	26		309,720
	総社市	1,126	959	167				625	13	488			1,426,100
	高梁市	392	392					122	97	173			548,800
	県民局計	6,720	6,521	167	32			5,541	255	898	26		9,393,420
美作	津山市	8,128	1,500	3,896	2,523	209		7,484	124	465	8	47	5,060,780
	真庭市	2,271	201			2,070		2,271					1,316,400
	美作市	1,280	997	283				345		935			1,736,700
	新庄村	1,423	339	947	137			1,423					997,420
	鏡野町	965		965				965					482,500
	勝央町	1,638			1,638			1,638					589,680
	奈義町	2,925		2,925				2,925					1,462,500
	県民局計	18,630	3,037	9,016	4,298	2,279		17,051	124	1,400	8	47	11,645,980
合計		40,447	16,134	15,798	4,537	2,279	1,699	35,599	569	4,124	98	57	34,540,020

※飼料用稲は水稻ではなく、花き・その他に計上

中国四国地域における取組状況の推移（令和３年度～令和７年度）

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (見込み)
鳥取県	取組件数（件）	41	41	45	49	38
	実施面積（h a）	527	451	498	551	351
	交付額（千円）	28,721	28,134	29,167	31,300	22,664
島根県	取組件数（件）	80	83	82	84	82
	実施面積（h a）	1,459	1,480	1,503	1,695	1,643
	交付額（千円）	90,423	93,245	93,748	103,384	99,119
岡山県	取組件数（件）	46	52	59	67	67
	実施面積（h a）	210	266	322	429	404
	交付額（千円）	18,464	22,506	25,680	32,374	34,540
広島県	取組件数（件）	57	64	66	66	63
	実施面積（h a）	585	692	711	737	725
	交付額（千円）	33,647	38,328	40,431	41,999	42,121
山口県	取組件数（件）	39	36	37	38	39
	実施面積（h a）	444	423	468	489	563
	交付額（千円）	28,867	27,849	31,982	31,853	37,235
徳島県	取組件数（件）	40	42	44	45	41
	実施面積（h a）	151	181	196	206	220
	交付額（千円）	16,678	19,628	19,809	20,734	29,098
香川県	取組件数（件）	18	18	21	22	22
	実施面積（h a）	109	110	126	139	117
	交付額（千円）	7,827	8,262	9,548	9,837	9,802
愛媛県	取組件数（件）	23	22	24	25	26
	実施面積（h a）	191	176	185	187	205
	交付額（千円）	20,421	19,863	19,841	20,329	25,913
高知県	取組件数（件）	30	31	35	35	34
	実施面積（h a）	210	195	237	244	191
	交付額（千円）	18,409	17,118	19,983	19,849	20,525
中四国 合計	取組件数（件）	374	389	413	431	412
	実施面積（h a）	3,886	3,974	4,246	4,677	4,419
	交付額（千円）	263,457	274,933	290,189	311,659	321,017

環境保全型農業の推進状況



岡山市 岡山市高松有機無農薬野菜生産組合 みどり会（7戸、208a）

- ・高松地区での有機無農薬野菜栽培は昭和56年に始まり、昭和59年に「みどり会」を結成。
- ・安定した周年出荷のため、少量多品目生産（年間50品目程度）に取り組み、天満屋やおかやまコープで販売。
- ・防虫ネットの利用などの物理的防除法、輪作や抵抗性品種の利用による耕種的防除法、天敵製剤の放飼による生物的防除法を組み合わせ、化学肥料・農薬を一切使用せず野菜を栽培。



井原市 星の郷ゆうき無農薬研究会（6戸、135a）

- ・昭和63年に有機農業に興味がある農業者が集まり、グループを結成。
- ・吉備高原南端の台地上にある平均標高300余mの旧美星町で、トマト、にんじん等の野菜を多品目栽培し、おかやま有機無農薬農産物の認証を取得。
- ・主に星の郷青空市で販売している他、県内スーパーや宅配でも販売。



真庭市 株式会社真庭技建（1戸、2,070a）

- ・もみ殻の処理方法を探していた際に炭としての利用を知り、自ら製造して水稻栽培に利用。
- ・もみ殻由来の炭は土壌改良効果があるだけでなく、もみ殻に含まれるケイ酸により、病害虫への耐性、食味の向上につながっている。
- ・集荷業者、個人、店舗へ販売。

**環境保全型農業直接支払交付金
岡山県 第3期最終評価報告書（案）**

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

岡山県では、国における「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月策定）を踏まえて、令和5年3月に「岡山県みどりの食料システム戦略基本計画」を策定し、化学肥料・農薬を一切使用しない「おかやま有機無農薬農産物」や化学肥料・農薬の使用低減の取組等の環境保全型農業を推進することとしている。

有機農業については、全国に先駆けて、化学肥料や農薬に依存しない自然の生態系を重視した有機無農薬農業を推進しており、さらなる生産拡大の推進により、「おかやま有機無農薬農産物」を含む国際水準以上の有機農業の取組面積を令和12年度までに300haに拡大することを目標としている（令和7年度時点で207ha（うち、本交付金での有機農業の実施面積：161ha））。

注）国際水準以上の有機農業とは、有機JASに定められた取組水準以上の有機農業のことであり、本交付金における有機農業の取組はこれに当たる。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目			R7 実績	R8 見込み	R7→R8 差
実施市町村数			16	16	0
実施件数			67	79	12
交付額計（千円）			34,540	45,808	11,268
実施面積計（ha）			404	561	156
取組別 実績	堆肥の施用	実施件数	11	12	1
		実施面積（ha）	45	121	75
		交付額（千円）	1,633	4,340	2,707
	緑肥の施用	実施件数	24	26	2
		実施面積（ha）	158	191	33
		交付額（千円）	7,899	9,549	1,650
	総合防除	実施件数	3	4	1
		実施面積（ha）	17	14	-3
		交付額（千円）	680	553	-127
	炭の投入	実施件数	2	3	1
		実施面積（ha）	23	25	2
		交付額（千円）	1,140	1,256	117
	有機農業	実施件数	40	49	9
		実施面積（ha）	161	210	49
		交付額（千円）	23,189	29,988	6,800
	有機農業のうち炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合	実施件数	7	6	-1
		実施面積（ha）	30	29	-1
		交付額（千円）	4,808	4,646	-162

	有機農業の取組拡大加算	実施件数	-	3	3
		実施面積 (ha)	-	3	3
		交付額 (千円)	-	122	122

2 メタン排出削減に資する取組実績について

	R7 実績 (面積 : ha)									
	堆肥		緑肥		総合防除		有機加算			
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	堆肥		緑肥	
							件数	面積	件数	面積
1	2	25	10	38	-	-	1	8	-	-
2	4	18	14	119	3	17	1	1	4	12
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6	43	24	157	3	17	2	9	4	12

1 : 長期中干し、2 : 秋耕※、3 : 前年度湛水不実施

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10 アール当たりの施用量	10 アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
①			
②			

(2) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
総社市	有機農業 : 有機 JAS 認証の取得

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

有機農業、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入は国が実施した第2期最終評価(令和6年8月)において地球温暖化防止効果が評価されている。

本県では、令和7年度に有機農業、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入をそれぞれ161ha、45ha、158ha、23ha実施した。

また、第3期第1回第三者委員会(令和7年8月)において、各取組別に慣行栽培と比較した温室効果ガス削減量の算定方法が示されており、これに基づき令和7年度の温室効果ガス削減量は実施面積から566tCO₂/年と算定される。

表 1 各取組別の温室効果ガス削減量

取組の種類	温室効果ガス削減量 (tCO ₂ /年)
有機農業	167.79
堆肥の施用	51.98
緑肥の施用	315.96
炭の投入	29.85
合計	565.59

※各取組の算定方法

- ・ 有機農業：温室効果ガス削減量 (tCO₂/年) = 実施面積 (ha) × 1.04tCO₂/ha/年
- ・ 堆肥の施用：温室効果ガス削減量 (tCO₂/年) = 実施面積 (ha) × 2.42tCO₂/ha/年 × (47% × 水稻の実施面積 ÷ 実施面積 + 54% × 水稻以外の実施面積 ÷ 実施面積)
- ・ 緑肥の施用：温室効果ガス削減量 (tCO₂/年) = 実施面積 (ha) × 2.00tCO₂/ha/年
- ・ 炭の投入：温室効果ガス削減量 (tCO₂/年) = 実施面積 (ha) × 1.31tCO₂/ha/年

(参考)

温室効果ガス削減量 566tCO₂/年はスギ林 64ha が 1 年間に吸収する CO₂ 量に相当。

1 ha のスギ人工林が 1 年間に吸収する CO₂ 量を約 8.8t (林野庁「森林はどのぐらいの量の二酸化炭素を吸収しているの？」から引用) として換算。

2 生物多様性保全効果

本県では、令和 7 年度に有機農業、総合防除をそれぞれ 161ha、17ha 実施した。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和 3 年度に本県において、生物多様性保全効果の現地調査を県内 4 地区（各地区有機農業 1 ほ場、慣行栽培 1 ほ場の計 8 ほ場）で行ったところ、有機農業のほ場は S ランク 2 ほ場、A ランク 2 ほ場で、生物多様性保全効果が非常に高い又は高いという結果となった。また、慣行栽培のほ場では、S ランク 1 ほ場、A ランク 1 ほ場、B ランク 2 ほ場という結果となり、2 ほ場が生物多様性が非常に高いほ場、高いほ場だが、2 ほ場は生物多様性がやや低いという結果であった。

表 2 生物多様性保全効果現地調査の結果

	有機農業ほ場数	慣行栽培ほ場数
S : 生物多様性が非常に高い	2	1
A : 生物多様性が高い	2	1
B : 生物多様性がやや低い	0	2
C : 生物多様性が低い	0	0

3 その他の効果

- ・もみ殻由来の炭を自ら製造し、水田に施用することで地球温暖化防止効果だけでなく、地域資源の循環利用に繋がっている。
- ・緑肥については、レンゲや菜の花等の栽培による景観の美しさにより、農業の有する多面的機能の一つである良好な景観の形成に貢献している。
- ・アイガモ農法に取り組んでいる団体の中には、ヒナを水田に放鳥する際に、近隣の児童を招き、アイガモに触れ、農作業の一環に関わってもらうことで、子供達へ農業に頼らない農業への理解を深めてもらう活動を実施している例もある。



炭の投入



レンゲの栽培



アイガモ農法

IV 事業の評価及び今後の方針

事業の評価

令和7年度と比較して、令和8年度（見込み）の実施件数は12件、実施面積は156ha増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動が着実に推進されている。

実施件数については、有機農業が9件と最も増加した。実施面積増加の主な内訳は、堆肥の施用が75ha増加した他、有機農業が49ha、緑肥の施用が33ha増加したことである。

他方、事務手続きが煩雑であるため、農業者団体、市町村担当者の事務処理負担が大きいこと、交付対象が農業者2名以上からなる農業者団体が基本であることが推進上の課題となっている。

今後の方針

環境保全型農業については、追加的コスト（労働費も含めた掛かり増し経費）や高度な生産技術が必要である一方、それを販売価格に転嫁するのが難しい現状がある。そのため、本交付金は環境保全型農業に取り組むことでかかる追加的コストを継続して支援し、農業者の取組意欲を後押しできる重要な施策である。

一方、県内の実施市町村数は16市町村（全27市町村）にとどまっているため、実施していない市町村へ制度を周知するとともに、より一層市町村と連携して、本交付金の活用を働きかけ、環境保全型農業の取組面積拡大を図る。

また、「岡山県みどりの食料システム戦略基本計画」の推進目標として掲げる有機農業を中心に、農業者や指導者向け研修会の開催等により、生産拡大を図るとともに、動画やSNSによる消費者への情報発信や産地との交流を通じて、環境保全効果の高い営農活動への理解促進や需要拡大を図り、農業者の経営発展を支援する。